

小布施町都市計画マスタープラン

小 布 施 町

小布施町都市計画マスタープラン

目 次

1. 都市計画マスタープランについて	1
2. 都市計画マスタープラン策定の基本的な視点	4
3. 町の現況と動向	7
4. 町の特 性	12
5. 町民意向の概要	15
6. まちづくりの課題	19
7. まちづくりの目標	24
8. まちづくりの方針	30
9. 地域別まちづくりの方針	46
10. 実現に向けて	55
都市計画マスタープラン策定の経緯	57

1. 小布施町都市計画マスタープランについて

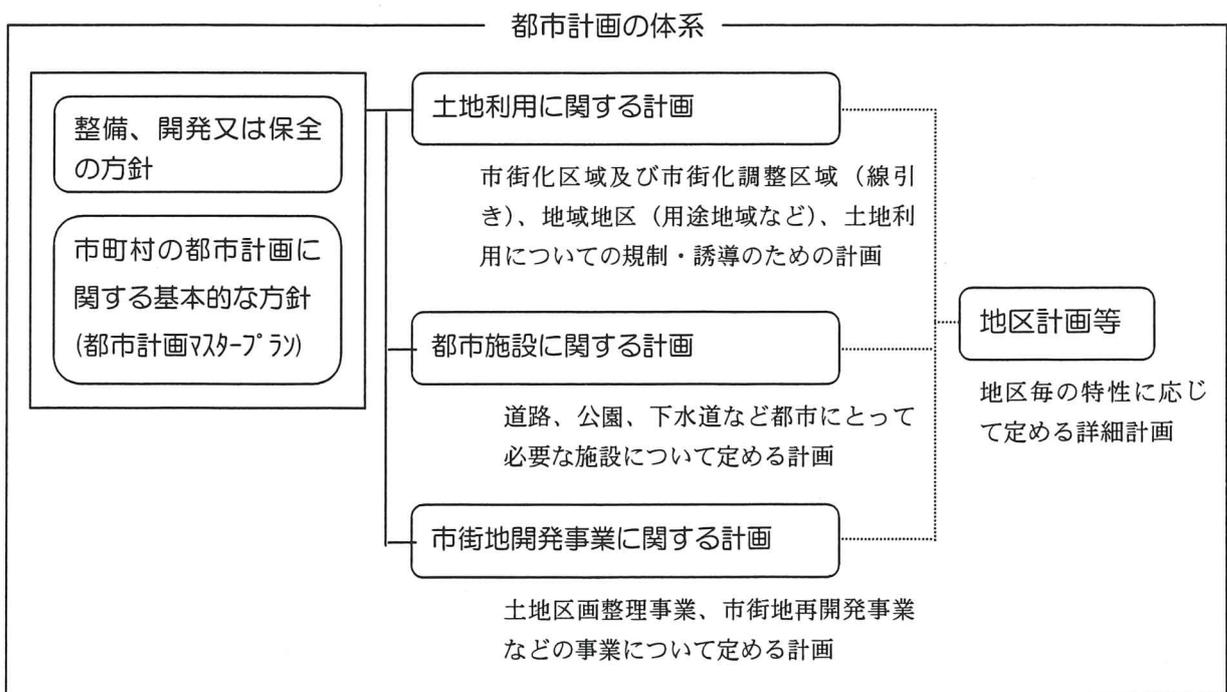
1-1. まちづくりのルール、都市計画について

まちでは、多くの人々が集まって生活しています。そこでは、土地の使い方や建物の建て方にマナーが必要です。こうしたマナーをみんなの共通のルールとして定め、それを、守り育てていくことで、小布施の歴史文化に即した建造物の保全や美しい町並みが形成されます。

また、まちで生活し、働いていくためや防災上の観点からも計画的に道路、公園、下水道などのまちの骨格となる都市施設を整備していくことが重要です。これらの都市施設は、住宅などの建物の分布、人や物の流れ、他都市との関係などにより、地域の合意に基づいて整備を進めていく必要があります。

さらに、まちの周辺部にある貴重な自然を守り、残していくこともまちづくりの中では重要なことです。

このように、土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要なことを相互の関係を考慮しながら定めているのが都市計画です。



1-2. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、平成4年の都市計画法の改正に伴い、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法18条の2）」（以下、都市計画マスタープラン）として創設されたものです。

都市計画マスタープランは、都市全体の具体性のある将来ビジョンと、住民に身近な生活空間として地域別の将来のあるべき姿をより具体的に明示し、都市づくりの課題と、これに対応した整備の方針等を明らかにするものとして制度化されたものです。

また、都市計画を総合的に推進するために、法的に広く住民に公表された都市計画マスタープランの策定を、都市計画区域を有する市町村の責務として位置づけられたものです。

このため、市町村の創意工夫のもと、住民意向を反映させた具体性のあるビジョン、地域別の整備課題、整備方針、将来像、地区における諸施設の計画等を基本的な内容として定めることとしています。

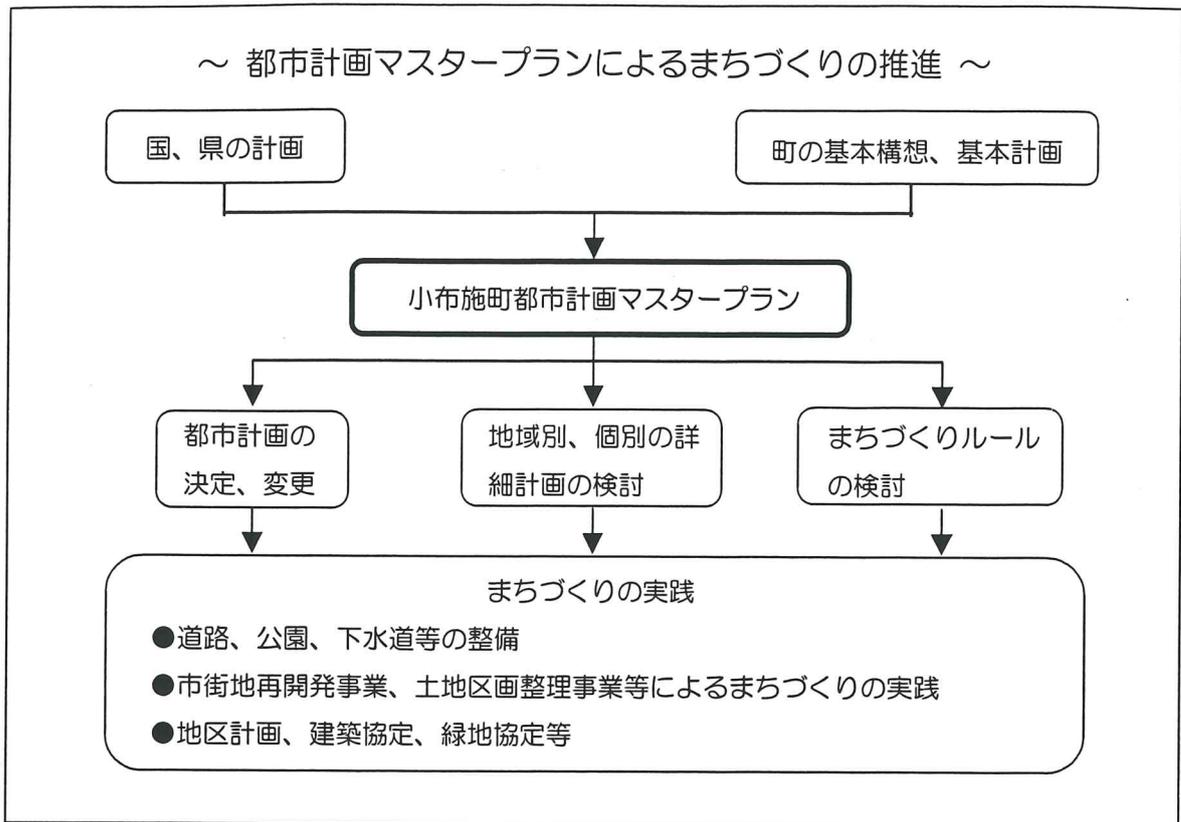
市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法）

第18条2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な事項を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

1-3. 都市計画マスタープランの位置づけと役割

- ・都市計画マスタープランは、小布施町の都市計画の指針となります。
- ・町民参加による計画策定と町民参加による計画実現を目途にして策定しています。
- ・都市の全体像と地域別の将来像を明確にし今後のまちづくりに資する構想として策定しています。
- ・国、県及び周辺市町村との計画整合を図りながら、具体的な都市計画を決定する際の方針となります。

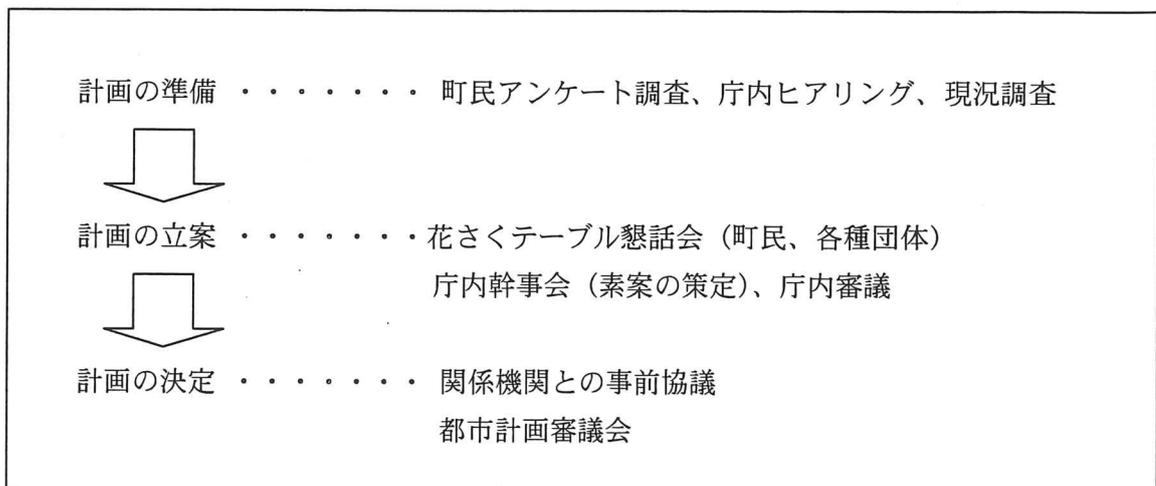


1-4. 都市計画マスタープラン策定の進め方

都市計画マスタープランは、町民の意向に基づいて策定するために、「住民アンケート調査」や「花さくテーブル懇話会」等を実施し、意見を反映しながら策定しています。

また、第4次小布施町総合計画と一体となって策定を進めています。

小布施町都市計画マスタープラン策定の流れ



2. 都市計画マスタープラン策定の基本的な視点

2-1. 魅力あるまちづくりの継承

まちづくりの歴史

小布施町の歴史は、約1万年前の旧石器時代に始まったといわれています。また、縄文、弥生時代の古墳群からは、当時の地方氏族の活動が読みとれます。

江戸時代には、千曲川の舟運が発達し、定期的な市がたちました。さらに、明治にはいり殖産興業が起り、長野県でも有数の養蚕生産地帯となりました。

近年では、りんご、ぶどう、もも、栗の栽培など農業を中心として、栗菓子の製造販売、葛飾北斎ゆかりの町として観光客でにぎわってきています。

景観づくりの経緯

小布施町は、これまで歴史文化的な資産を重視してまちづくりを進めてきました。それは、昭和61年度に策定された第2次小布施町総合計画後期基本計画に住まい、町並みづくりのガイドライン「うるおいのあるまち環境デザイン協力基準」を位置づけ、それに基づいて、昭和62年度には、環境デザイン協力基準をより具体化した「地域住宅計画（ホープ計画）」を策定しました。

「地域住宅計画（ホープ計画）」には、歴史や風土を活かした建物の形式、色彩や素材など、地域ごとに誘導する指針が示されています。

その後、平成2年度には、「うるおいのある美しいまちづくり条例」を制定し、全町的な取り組みを推進しています。さらに、平成4年度には、「景観づくりの指針 住まいづくりマニュアル」、「広告物設置マニュアル」を策定し、平成8年度には、「あかりづくりマニュアル」を策定し、住民と行政が一体となったまちづくりを推進しています。

景観まちづくりの成果

年 度	内 容
昭和 61	・第2次小布施町総合計画後期基本計画策定（住まい、町並みづくりのガイドライン「うるおいのあるまち環境デザイン協力基準」） ・「潤いのあるまちづくり優良地方自治体」（自治大臣表彰）
昭和 62	・「地域住宅計画（ホープ計画）」策定
昭和 63	・「まちづくり功労者」（建設大臣表彰）
平成 2	・「うるおいのある美しいまちづくり条例」制定
平成 4	・「景観づくりの指針 住まいづくりマニュアル」策定 ・「広告物設置マニュアル」策定
平成 8	・「あかりづくりマニュアル」策定

町民参加のまちづくりに向けて

地方分権化社会に向けた取り組みが各地で進められており、地域の問題は地域が主体となって解決することが重要になってきています。

これを実現するには、行政主導ではなく、地域住民や企業・各種団体等が一体となって課題に取り組んでいかなければなりません。

小布施町では、これまで、「地域住宅計画（ホープ計画）」の推進等を通して、みんな（住民、建築技術者、地元産業界）が主役となって共通の目標をもち、主役を後押しする仕掛け（表彰、助成制度等）をつくり時間をかけてじっくりとまちづくりを展開してきました。

このような時代を先取りした参加型まちづくりの仕組みをより多くの施策において展開する必要があります。

2-2. 社会経済情勢の変化への対応

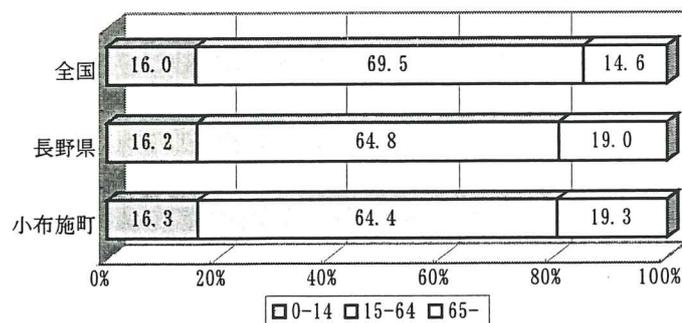
少子・高齢化社会の到来

町の人口構成を見ると、65歳以上の高齢人口は、全国レベルよりも約5%程度高くなっています。一方、15歳未満の年少人口は、全国、長野県レベルとも同水準にあります。

今後は、全国的に見ても本格的に少子高齢化社会が到来することは確実であり、町においても少子高齢化が進む中で、豊かな地域社会を形成していかなければなりません。そのためには、各世代がともに住み、多彩なコミュニティ活動が展開されるまちづくりを進めていく必要があります。

さらに、高齢者も障害のある人も安全で快適に暮らせるノーマライゼーション*の理念の確立が求められています。

(※高齢者、障害のある人だけでなく、すべての人々が共に生き、生活していく社会が普通であるという考え方)



資料：国勢調査

環境問題への取り組み

我々は、産業構造の進展に伴い、大量生産、消費、廃棄により、物質的に豊かな生活を享受してきました。しかし、近年のオゾン層の破壊、ダイオキシン問題、ごみ・廃棄物処理等の環境問題は、これまでのような生活

や経済活動を永続的に続けていくことには限界がきていることを示しています。

このため、地域住民、産業界、行政が適切な役割を分担して、確実に地球環境への負荷低減するための取り組みを継続的に行っていかなければなりません。地域では、ごみの分別、地球環境にやさしい商品等の購入、リサイクル活動などを促進するとともに、美しい自然環境の保全や歴史文化を大切にするまちづくりに、今後も積極的に取り組んでいく必要があります。

産業構造の転換への対応

農産物等の輸入自由化、高度情報化、グローバルイゼーション^{*}の進展等によって、地域産業の空洞化が顕在化しつつあります。

町においても、高齢化の進展とも併せて、耕作放棄地等の増加が懸念される状況にあり、美しい田園景観を阻害する要因ともなりかねません。

そのため、農地の維持管理の充実、農地の流動化を積極的に進め、活力の維持・向上のため、一層の産業基盤の強化を図っていくとともに、地域農産物を活かした新たな産業の創出・育成に向けた取り組みを進めていく必要があります。

(※金融、サービス、情報、労働力などが、国境を超えて大量に移動するようになっている状態)

2-3. 安定、成熟したまちづくりに向けた取り組み

住み良いまちづくり

町では、これまで歴史・文化を大切にし、地域の個性を活かしたまちづくりを進めてきました。今後、引き続き、人と自然環境の共生した地域社会づくりを推進するとともに、住民も来訪者にも楽しく歩ける市街地空間や緑の多い良好な居住環境の創出に向けた取り組みを進めていく必要があります。

すぐれた歴史文化や美しい自然環境を大切するまちづくり

地球規模の環境問題が顕在化する中で、それに対応して、自然環境への負荷低減に向けた生活、産業活動への取り組みが重視されるようになってきています。

町においても千曲川等の河岸空間の保全、有効活用や雁田山の緑の環境保全は、引き続き、強化していかなければなりません。そのため、ふるさと小布施の歴史・文化、自然環境が息づく生活空間を次世代に引き継ぐ資産として守り、育てていく必要があります。

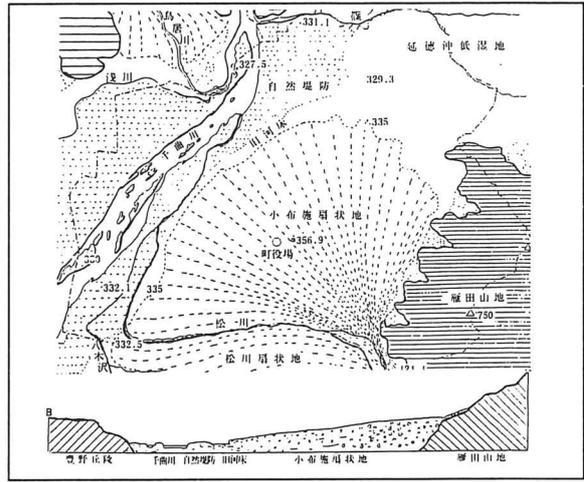
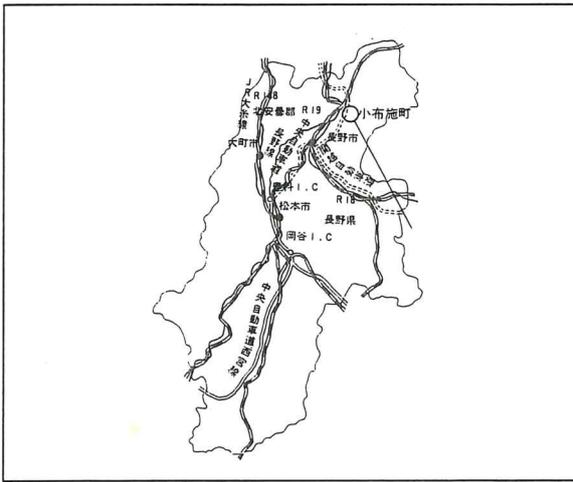
3. 町の現況と動向

3-1. 沿革と概況

小布施町は、県都長野市の北東に位置し、北は中野市、南は須坂市に接しています。また、北アルプスを望み、千曲川にそそぐ松川の扇状地に発達した町です。

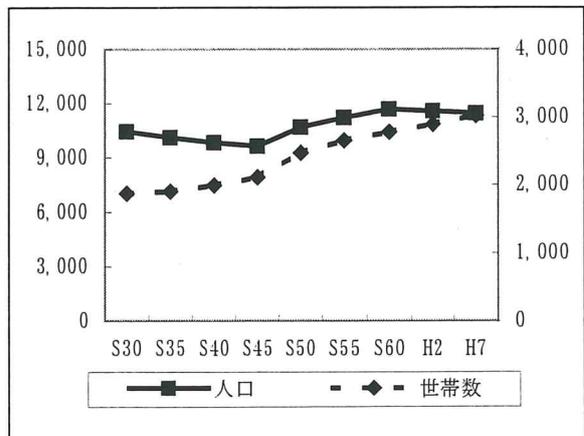
りんご、ぶどう、もも、栗等の果樹を中心とした「農業の町」でもあり、さらに、「歴史と文化の町」として、北斎館、高井鴻山記念館を中心に、住民と行政が一体となって進めた個性あるまちづくりは、全国的にも注目されており、年間およそ100万人が町を訪れています。

小布施町は、明治22年4月に旧村の合併により小布施村と都住村となり、昭和29年4月に小布施村が町制を施行した後、同年11月に都住村と合併して現在に至っています。



3-2. 人口動向

人口は、町制施行当時の昭和30年は10,450人でした。それ以降、昭和45年までは減少を続けましたが、昭和40年代の宅地造成等による人口増加策により増加に転じています。昭和50年代以降は微増減の状態推移しています。



資料：国勢調査

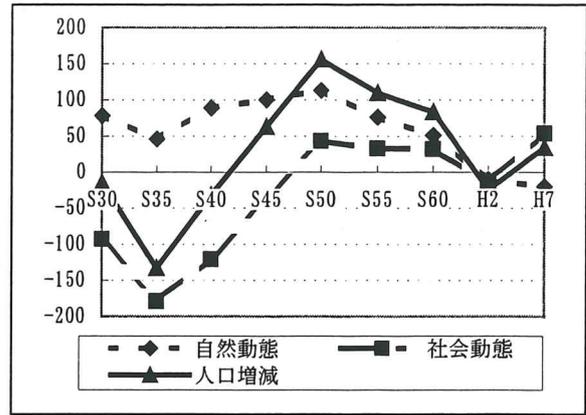
世帯数は、増加傾向にあり平成7年には3,209世帯となっていますが、核家族化の進展により一世帯当たりの人数は、3.79人と減少し続けています。

人口の増減(人口動態)は、近年は、自然動態がマイナスの傾向にあり、社会動態がプラスに転じつつあります。

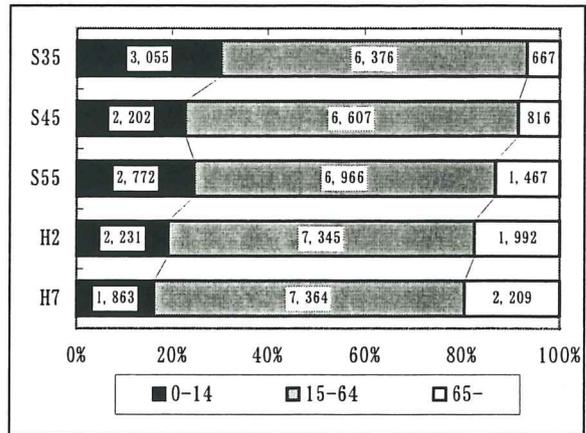
年齢区分別人口は、年少人口(0~14歳)が減少傾向に、高齢者人口(65歳以上)が増加傾向にあり、本格的に少子高齢化社会を迎えつつあることが伺えます。

産業別就業構造は、第1次産業人口が急激に減少しており、第2次、第3次産業就業人口は、増加傾向にあります。

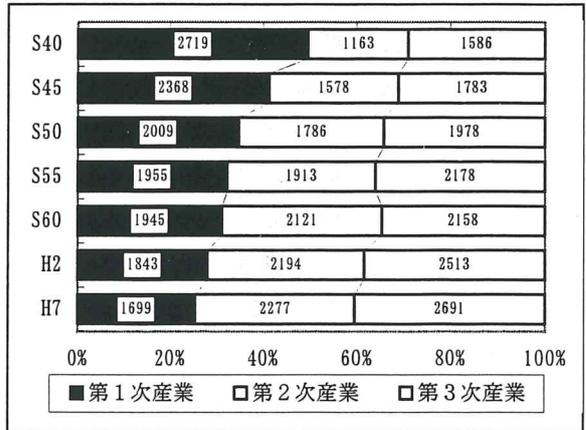
就業者の流出・流入状況は、流出率49.1%、流入率24.3%で約25%の流出超過となっています。



資料：住民基本台帳



資料：国勢調査



資料：国勢調査

	常住地就業者数			従業地就業者数		
		流出数	流出率	流入数	流入率	
昭和50年	5,773	1,932	33.5	4,320	479	11.1
昭和55年	6,046	2,124	35.1	4,543	620	13.6
昭和60年	6,224	2,316	37.2	4,720	812	17.2
平成2年	6,550	2,681	40.9	4,861	992	20.4
平成7年	7,442	3,655	49.1	4,988	1,211	24.3
内訳	長野市	1,399	21.4	須坂市	438	9.0
	須坂市	1,278	19.5	中野市	255	5.2
	中野市	647	9.9	長野市	221	4.5
	高山村	63	1.0	高山村	87	1.8

資料：国勢調査

3-3. 産業

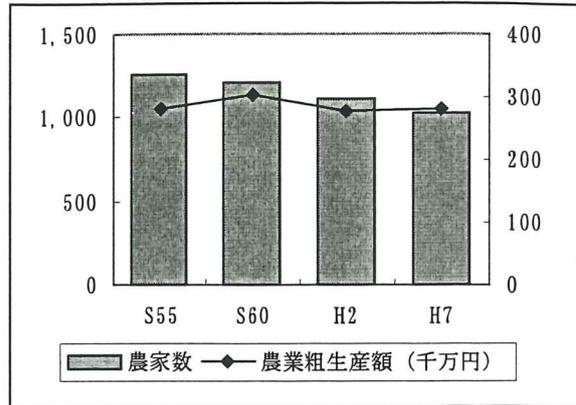
農業は、農業粗生産額は一定の水準を確保していますが、農家数が急激に減少しています。

商業は、年間商品販売額は増加傾向にありますが、従業員数が近年、減少傾向にあります。

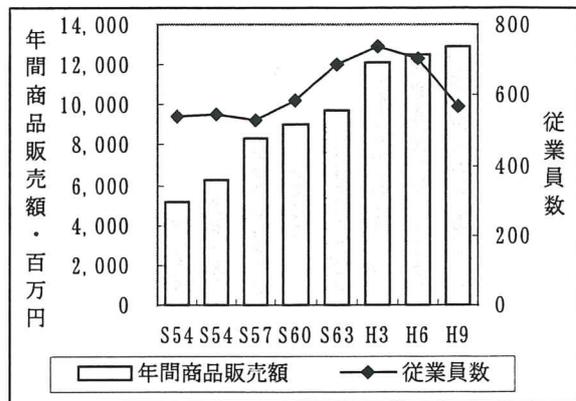
工業は、従業員数、製造品出荷額等とともに平成5、6年まで急激に減少していますが、近年は増加傾向に転じています。

観光は、主要観光施設等の入り込み状況を見ると平成5年が上信越自動車道・須坂長野東インターの開通により増加しており、平成9年も長野新幹線の開通によって増加しています。

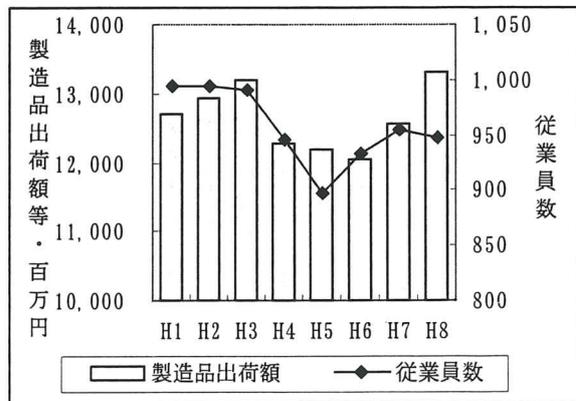
また、北斎館、高井鴻山記念館、岩松院は、何れも増加傾向にあります。全体の合計でも増加傾向にあります。



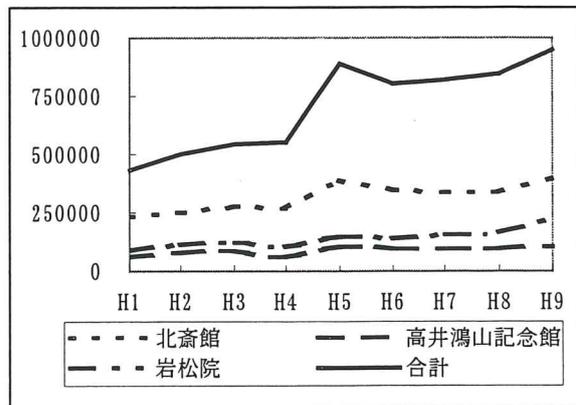
資料：農林業センサス



資料：商業統計調査



資料：工業統計調査



資料：町資料

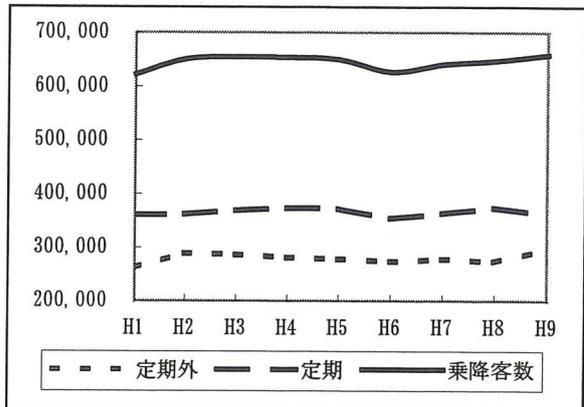
3-4. 道路・交通

広域幹線道路としては、上信越自動車道、国道18号及び国道403号があり町内を通過しています。

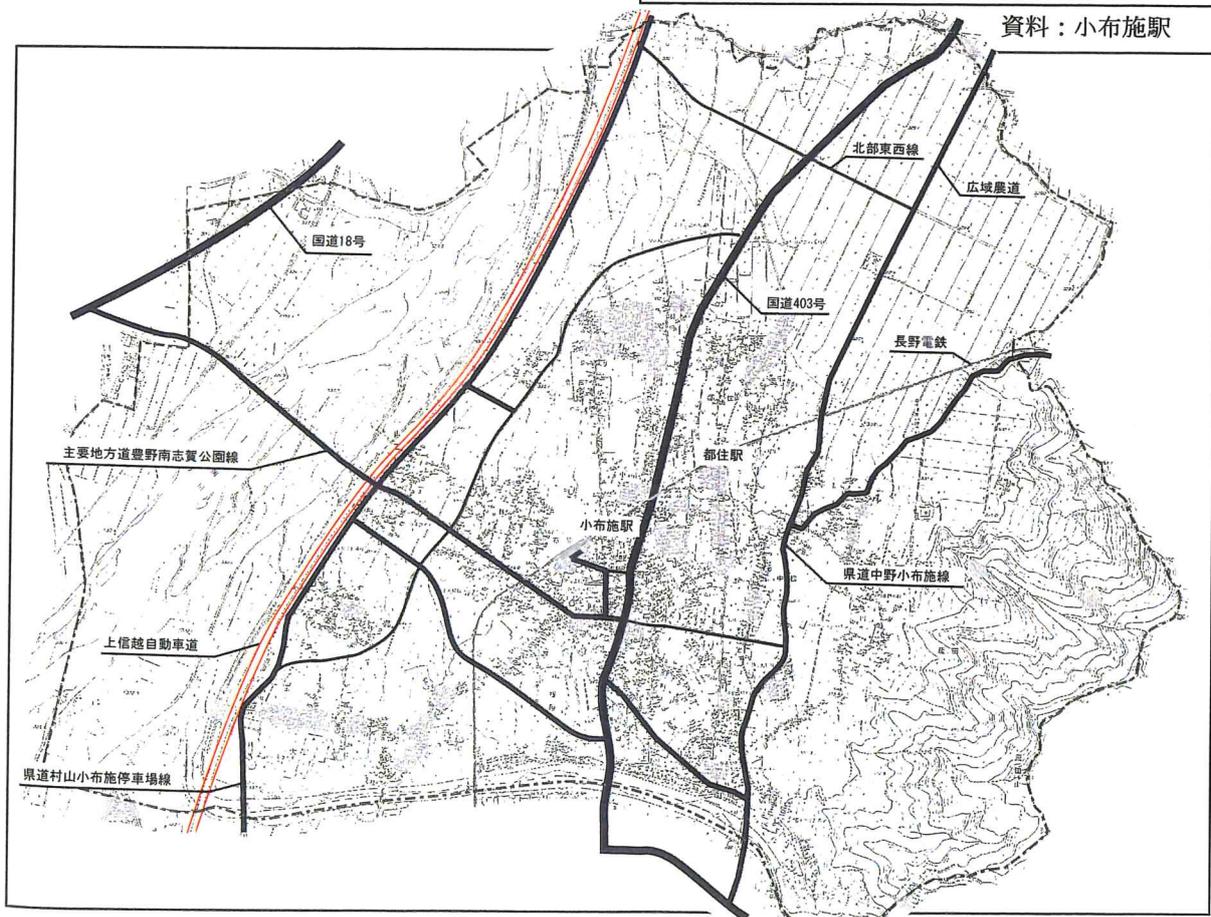
上信越自動車道は千曲川の右岸を南北に縦貫し、北部の中野市側にインターチェンジが開設されています。国道18号は、千曲川の左岸を一部通過しており、町内へのアクセスとして主要地方道豊野南志賀公園線が接続しています。国道403号は、中心市街地を通り、中野市～須坂市間を繋ぐ南北軸となっています。また、東部には、県道中野小布施線が南北に走り、中心市街地から小布施総合公園を繋ぐ県道村山小布施停車場線があります。

鉄道は、長野市と山ノ内町を結ぶ長野電鉄の小布施駅、都住駅が開設されています。

小布施駅の乗降客数は、定期利用者が、年間約36万人程度で、定期外利用者は、年間約30万人程度でともに近年はほぼ横ばいの傾向で推移しています。



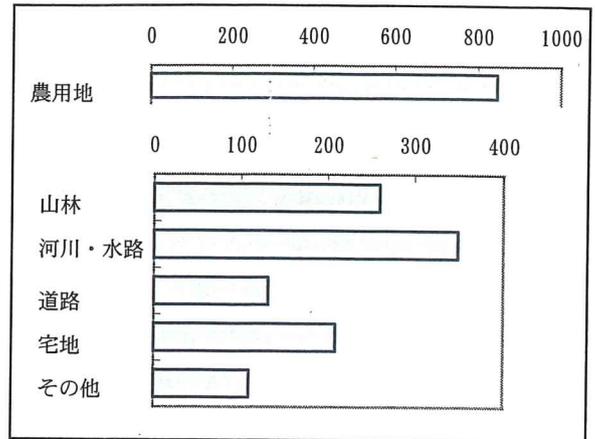
資料：小布施駅



3-5. 土地利用

行政区域 1,907ha の内、都市計画区域は 1,677ha (87.9%) です。都市計画区域には市街化区域が指定されており、面積は 152ha (都計区域の 9.06%) です。

地目別では、農地が 848ha (44.5%) となっており、次いで、河川・水路が 348ha (18.2%)、山林が 260ha (13.6%)、宅地が 209ha (11%) となっています。

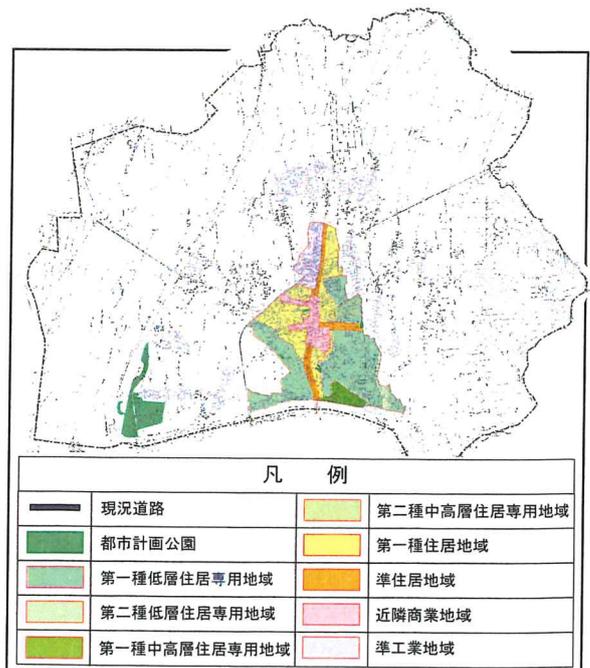


資料：国土利用計画

3-6. 都市計画

小布施町は、昭和44年に都市計画の指定を受けて、昭和53年に市街化区域及び市街化調整区域の見直しを行っています。行政区域 1,907ha の内、雁田山を除く、1,677ha が都市計画区域に指定されています。都市計画区域は市街化区域 (152ha) と市街化調整区域 (1,525ha) に区分され、市街化区域には、用途地域が指定されています。また、市街化調整区域の内、林・山王島集落、中町・六川・松村集落は指定既存集落となっています。

	面積
行政区域	1,907 ha
都市計画区域	1,677 ha
市街化区域	152 ha
第1種低層住居専用地域	76 ha
第2種低層住居専用地域	2.4 ha
第1種中高層住居専用地域	6.4 ha
第2種中高層住居専用地域	4.6 ha
第1種住居地域	28 ha
準住居地域	9.8 ha
近隣商業地域	11 ha
準工業地域	14 ha
市街化調整区域	1,525 ha



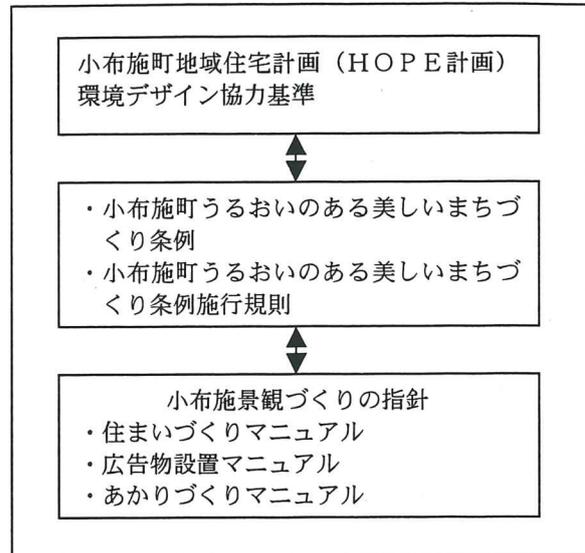
4. 町の特徴

4-1. 個性ある町並みづくり

町では、「環境デザイン協力基準」を制定し、住民が主役となった、うるおいのある美しいまちづくりに取り組んでいます。

また、具体的な指針として、「住まいづくりマニュアル」、「広告物設置マニュアル」及び「あかりづくりマニュアル」を定めて、より良い景観づくりを進めています。

主な内容としては、「家を造るとき」には、建物の外観と色は、周辺の景観に合わせることや道路と接する敷地部分は、極力緑化するなどがあります。また、「町並みをつくるために」広告物は節度を持って建てることや大規模な建築や工作物を造るときは、配置や形態に配慮するなどを取り組みの基準として設けています。



4-2. 地域産品や歴史・文化を活かした農業・観光の町

町は、りんご、ぶどう、もも、栗などの気候、風土を活かした果樹栽培を中心とした農業が発展し、果樹生産地帯としてのイメージが一層確立されつつあります。また、栗は品質の高さから銘菓が製造され全国的なブランド産品となっています。

また、高井鴻山記念館周辺の歴史的な景観を活かした町並みや北斎館などの美術館が点在しています。小布施駅からは各施設を繋ぐ栗の小径があり、歩く楽しさが味わえるまちづくりを進めています。

4-3. 地域特性を活かしたまちづくり

町では、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するために、4つのまちづくりゾーンを設定しています。

○脩然楼周辺歴史文化ゾーン

高井鴻山記念館、北斎館、栗菓子店や土蔵造りの民家など脩然楼周辺は、歴史的景観が息づき、地域文化のシンボルとなっており、多くの観光客が訪れています。



○岩松院ふるさとゾーン

周辺の雁田山山麓は郷土景観保全地域に指定され、岩石園、薬草園、せせらぎ緑道、石積み水路、ホタル池などが整備されています。



○さわやか駅前ゾーン

小布施町の玄関口として、小布施駅舎の改築、駅前のシンボルタワー、歩道、ポケットパーク等を整備しています。



○逢瀬ゾーン

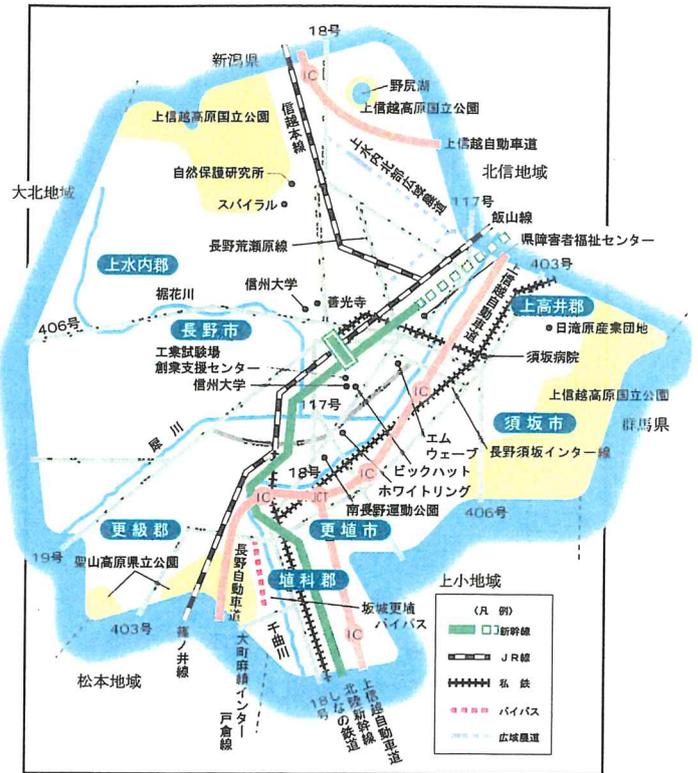
上信越自動車道小布施パーキングエリアは、ハイウェイオアシスとして一般道からもアクセス可能となっています。ここには、小布施総合公園、千曲川ハイウェイミュージアム、レストランなどが整備されています。



4-4. 広域な町の位置づけ

第二次長野県中期総合計画（計画期間：平成12～16）では、町を含む長野地域は、「感動のときから輝きとるおいの未来へ」として地域の将来像が描かれています。

施策の展開としては、「世界が集う、心ふれあいまちづくり」として、北陸新幹線長野・上越間の建設促進、上信越自動車道の全線四車線化の促進などとともに、幹線道路や高速自動車道へのアクセス道路の整備が上げられています。



また、長野県環境基本計画（計画の期間：平成9年度～22年度）では、地域別環境保全の方向（長野地域）の中で、めざすべき環境の姿と施策展開の方向として「ふたつの流れのおちあう 生活と自然が調和した共生圏長野」を地域の将来像に、①自然と人が共生する地域社会づくり（土地の適正な利用計画を促進し、自然環境と調和した地域の発展／保水・景観等環境の保全と増進、農山村部と都市部の豊かな交流の促進等、②都市機能と自然が調和した生活空間の形成（都市公園の整備など、市街地の緑づくりの推進／電線の地中化や景観に配慮した街路整備等）が位置づけられています。

さらに、町や長野市などの周辺3市7町8村の長野地域ふるさと市町村圏計画（計画期間：平成10年度～14年度）では、近年の高速交通網の整備及び高度情報社会の進展、高齢社会の到来等々社会情勢の変化に対応し、今後広域的諸施策を積極的かつ効率的に進めるため、総合的、一体的、計画的な「ふるさと」を創造するための指針として、「自然と都市が調和したふるさとの創造」を基本目標にしています。また、町を含む須高地域では、その地域の機能分担として、真の国際化時代に向け歴史文化遺産の特徴を生かした文化発信地域としての飛躍や「りんご」「ぶどう」「栗」など果樹農業の発展等、農業地帯としての機能分担が位置づけられています。

5. 町民意向の概要

5-1. 調査の概要

住民アンケート調査は、平成9年8月に町内3,087世帯を対象として行われました。調査の概要は以下の通りです。

日 時：平成9年7月

調査対象：小布施町内3,087世帯

調査方法：配布・地区代表者へ依頼、一部郵送

回収・地区代表者へ依頼（無記名、封入）、一部郵送（無記名）

回収率等：回収数2,749、回収率89.1%

5-2. 将来の町の人口について

将来の町の人口施策については、「町の発展のために、人口増加は必要であるが、急激な人口増加は、施設整備の対応や人間的なつながりを失うので、計画的な開発や都市施設の整備に見合った人口増加を図るべきである」が最も多く、半数近い48.9%となっています。

町の発展のために、人口増加は不可欠であり、積極的に人口増加を図るべきである

ある程度の人口増加は必要であり、特に市街化区域内の人口増加を図るべきである

町の発展のために、人口増加は必要であるが、急激な人口増加は、施設整備の対応や人間的なつながりを失うので、計画的な開発や都市施設の整備に見合った人口増加を図るべきである

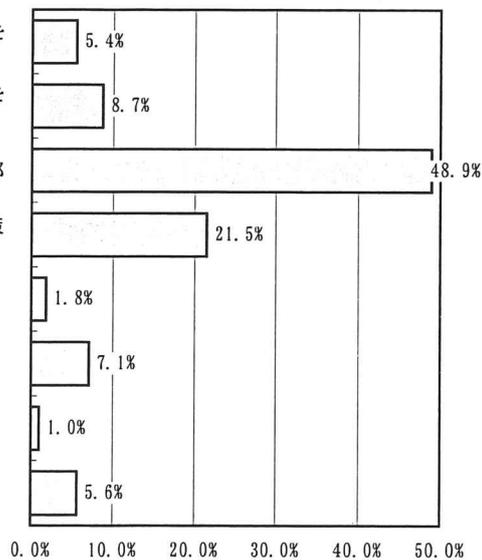
自然の増減や社会情勢にまかせるべきであり、政策的な人口増加策は行わない

今の人口は増加しすぎであり、人口増加につながる開発等を規制し、人口を減らしていく

よくわからない

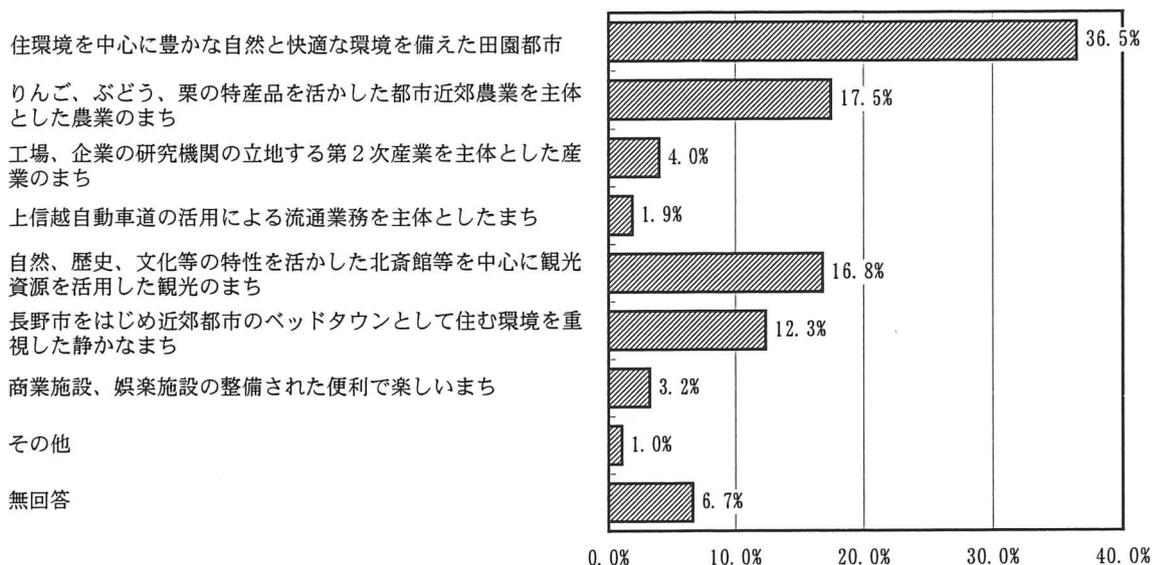
その他

無回答



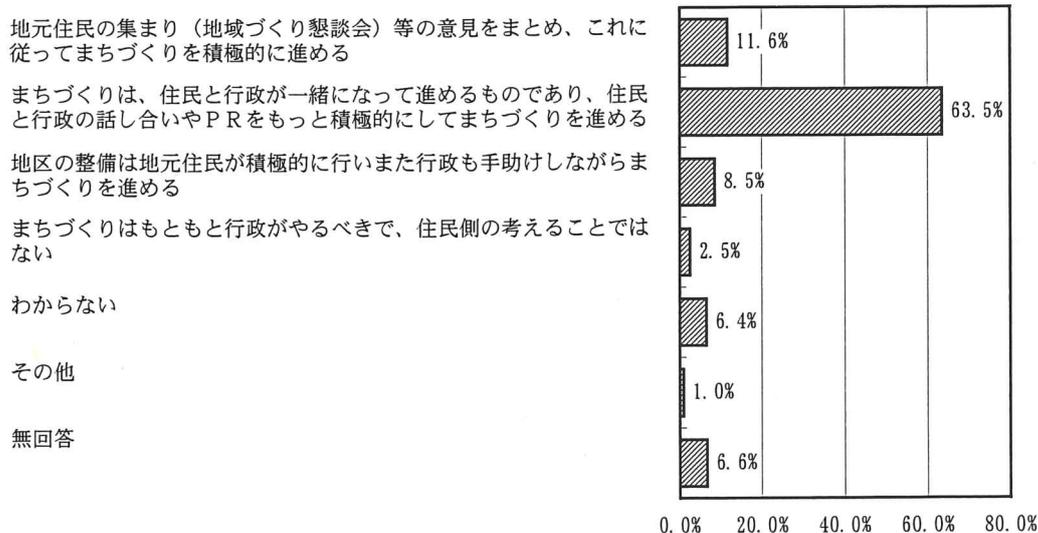
5-3. 次世代（子ども、孫）へと引き継ぎたい小布施町の将来イメージについて

「住環境を中心に豊かな自然と快適な環境を備えた田園都市」が最も多く 36.5%となっています。次いで、「りんご、ぶどう、栗の特産品を活かした都市近郊農業を主体とした農業のまち」が 17.5%で、「自然、歴史、文化等の特性を活かした北斎館等を中心に観光資源を活用した観光のまち」が 16.8%と続いています。



5-4. まちづくりの進め方

「まちづくりは、住民と行政が一緒になって進めるものであり、住民と行政の話し合いやPRをもっと積極的にしてまちづくりを進める」が最も多く 63.5%となっています。



5-5. 今後の土地利用のあり方について

「限りある土地をうまく使うためには、使い方を計画的に考えるべきであり、私有地でもその使い方には全体計画のなかで、ある程度の制限が加えられるべきである」と「土地は、国民の限りある財産であり、行政が中心となって利用計画を策定し、その計画に従って利用されるべきである」を併せた土地の計画的な利用や制限の強化は3割弱であるが、「土地は、計画的にうまく使っていきべきだと思うが、現実には規制がむずかしく、今と同じ程度のことしか出来ないと思う」と「土地は、計画的にうまく使っていきべきだと思うが、個人の生活や権利も考えるべきで、今より、規制を強くするのは問題だと思う」の土地規制に関して現状維持や強化を問題視する意向は過半数を越えています。

限りある土地をうまく使うためには、使い方を計画的に考えるべきであり、私有地でもその使い方には全体計画のなかで、ある程度の制限が加えられるべきである

土地は、国民の限りある財産であり、行政が中心となって利用計画を策定し、その計画に従って利用されるべきである

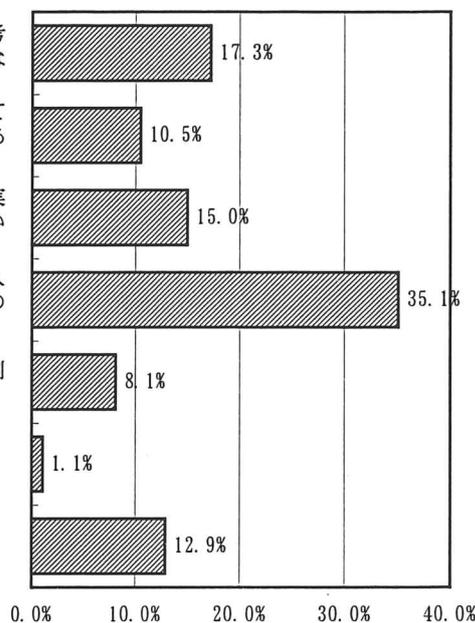
土地は、計画的にうまく使っていきべきだと思うが、現実には規制がむずかしく、今と同じ程度のことしか出来ないと思う

土地は、計画的にうまく使っていきべきだと思うが、個人の生活や権利も考えるべきで、今より、規制を強くするのは問題だと思う

今のままで充分であり、土地利用の計画やこれ以上の規制は必要ないと思う

その他

無回答



5-6. 町全体からみた農地の他目的への活用（公共施設、民間のよる開発等）について（回答者の内、営農者のみの回答設問）

「後継者不足など農業を取り巻く現状を考えると、農地の他用途への利用もやむをえない」という意見が 36.4%と最も多く、これに公共の福祉利用である「町の活性化のため或いは公共の福祉のためなら農地を他用途へ利用してもよい」を加えると過半数に達します。さらに、計画に従った秩序ある開発である「町土全体の土地利用計画を定め、計画に従った秩序ある農地の開発及び他用途への利用を望む」を加えると8割弱にまで達しています。

町の活性化のため或いは公共の福祉のためなら農地を他用途へ利用してもよい

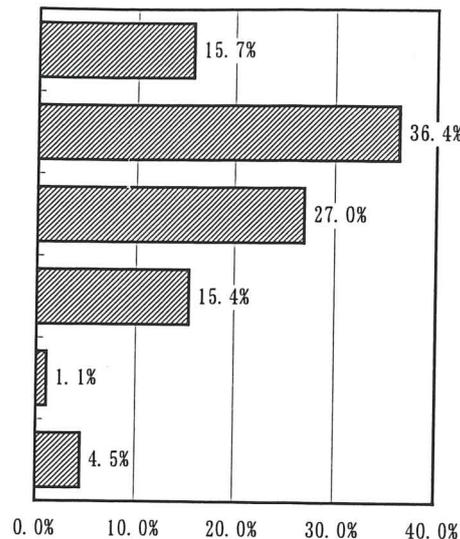
後継者不足など農業を取り巻く現状を考えると、農地の他用途への利用もやむをえない

町土全体の土地利用計画を定め、計画に従った秩序ある農地の開発及び他用途への利用を望む

現状のまま維持すべきである

その他

無回答



5-7. 今後の都市計画区域のあり方について

「都市計画区域の見直しについては、市街化の状況を見ながら徐々に市街化区域の拡大を図るべきだ」が最も多く 33.4% であり、次いで、「市街化区域、市街化調整区域は現状のままで良い、これ以上市街化区域を拡大しない」が 24.1% と続いています。

都市計画区域の見直し（いわゆる線引き見直し）を行い、市街化区域の拡大を早急に図っていくべきだ

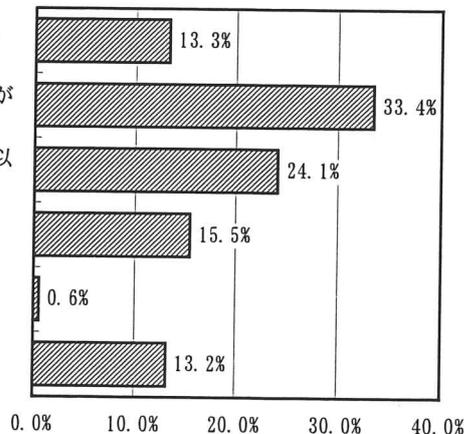
都市計画区域の見直しについては、市街化の状況を見ながら徐々に市街化区域の拡大を図るべきだ

市街化区域、市街化調整区域は現状のままで良い、これ以上市街化区域を拡大しない

よくわからない

その他

無回答



5-8. まとめ

町の将来像では、豊かな自然や快適な環境を維持することが求められており、田園環境をくずさない計画的な秩序ある整備・開発が求められています。

一方、土地利用のあり方や営農者の所有農地の利用に関する意向では、必ずしも土地利用の維持保全は望んおらず、計画的に宅地転用等を行っていくことが望まれています。まちづくりの進め方でも、今後は、住民と行政が一体となって土地利用、都市整備について考えていかなければなりません。

6. まちづくりの課題

6-1. まちづくりの課題

小布施町の現況や特性、時代の変化等から、小布施町都市計画マスタープランにおけるまちづくりの課題を以下のとおり整理しました。

- 自然環境と田園地等すぐれた景観形成要素の適切な維持・保全
- 千曲川、松川等、水辺空間の防災機能の向上と景観、憩い空間としての保全、活用
- 田園集落地での生活環境整備と周辺部での宅地化の整序
- 中心市街地での歴史文化を活かした町並みづくり
- 市街地住宅地での安全かつ快適な生活環境の形成、秩序ある土地利用の規制・誘導
- 上信越自動車道整備や観光交通の増加に伴う円滑な道路交通の実現
- 高速交通時代等、新たな時代の要請に対応した地域資源の発掘

6-2. 自然環境と田園地等すぐれた景観形成要素の適切な維持・保全

近年、農業就業者の高齢化や後継者不足等によって、耕作放棄地の増加が危惧される状況にあります。農地は周辺の自然環境と一体となって、うるおいとやすらぎを与えてくれる「ふるさと」の景観として大切にしていかなければなりません。

しかし、農産物の輸入自由化等とも合わせて農業を取り巻く環境は年々、厳しい状況になりつつあり、りんご、ぶどう、もも、栗などの地域産品の付加価値向上や花卉栽培など魅力ある農業生産環境づくりを進め、すぐれた田園地の景観保全を図っていくことが課題となっています。

そのため、優良農用地の保全、農業生産の向上に資する基盤整備とともに、農業就業者、地域住民の意向等を反映しつつ、農用地の新たな活用策も必要です。

6-3. 千曲川、松川等、水辺空間の防災機能の向上と景観、憩い空間としての保全、活用

町には、一級河川の千曲川、松川、篠井川、深沢川があります。これらは、現在、多自然型河川の整備が進められており、今後も国、県との連携を図りつつ、一層、魅力ある水辺空間の創出を進めていくことが課題です。

また、近年、宅地の進展等に伴った市街地での溢水対策が必要となっており、今後は、用水路等を活用した身近な水辺空間の再生も課題として取り組んでいかなければなりません。

6-4. 田園集落地での生活環境整備と周辺部での宅地化の整序

近年、町では少子高齢化に伴って、田園集落地における高齢世帯が増加傾向にあります。そのため、田園集落地のコミュニティ機能の低下が懸念される状況にあります。

田園集落地での住み良い居住環境づくりと一定の計画的な宅地化によって地域を活性化することが課題となっています。

6-5. 中心市街地での歴史文化を活かした町並みづくり

これまで、歴史文化資源を活かして町並みづくりを進めてきました。今後も一層、快適で、魅力ある町並みづくりを進めるため計画的な市街地整備の推進、国道403号や駅前通りでの沿道景観の形成が必要となっています。

また、歩いて楽しいまちづくりを一層推進するため、歩行者空間のネットワークを形成することが課題となっています。

6-6. 市街地住宅地での安全かつ快適な生活環境の形成、秩序ある土地利用の規制・誘導

良好な居住環境を形成するため、これまで、土地区画整理事業等によって基盤整備を進めてきましたが、今後も引き続き、緑の多い、ゆとりある市街地住宅地の形成に向けた取り組みが必要です。

そのため、住工混在の解消、身近な小公園や生活道路等の整備の推進が必要です。

6-7. 上信越自動車道整備や観光交通の増加に伴う円滑な道路交通の実現

市街地へ流入する観光、産業交通の増加に伴って、歩行者の安全確保が重要です。

現在、主要地方道豊野南志賀公園線のバイパス整備を進めていますが、市街地での観光客の増加への対応や住民の安全、快適な歩行者空間の充実を図る必要があります。そのため、市街地外郭環状道路等の整備を進め町内の道路交通機能を明確にすることが課題となっています。

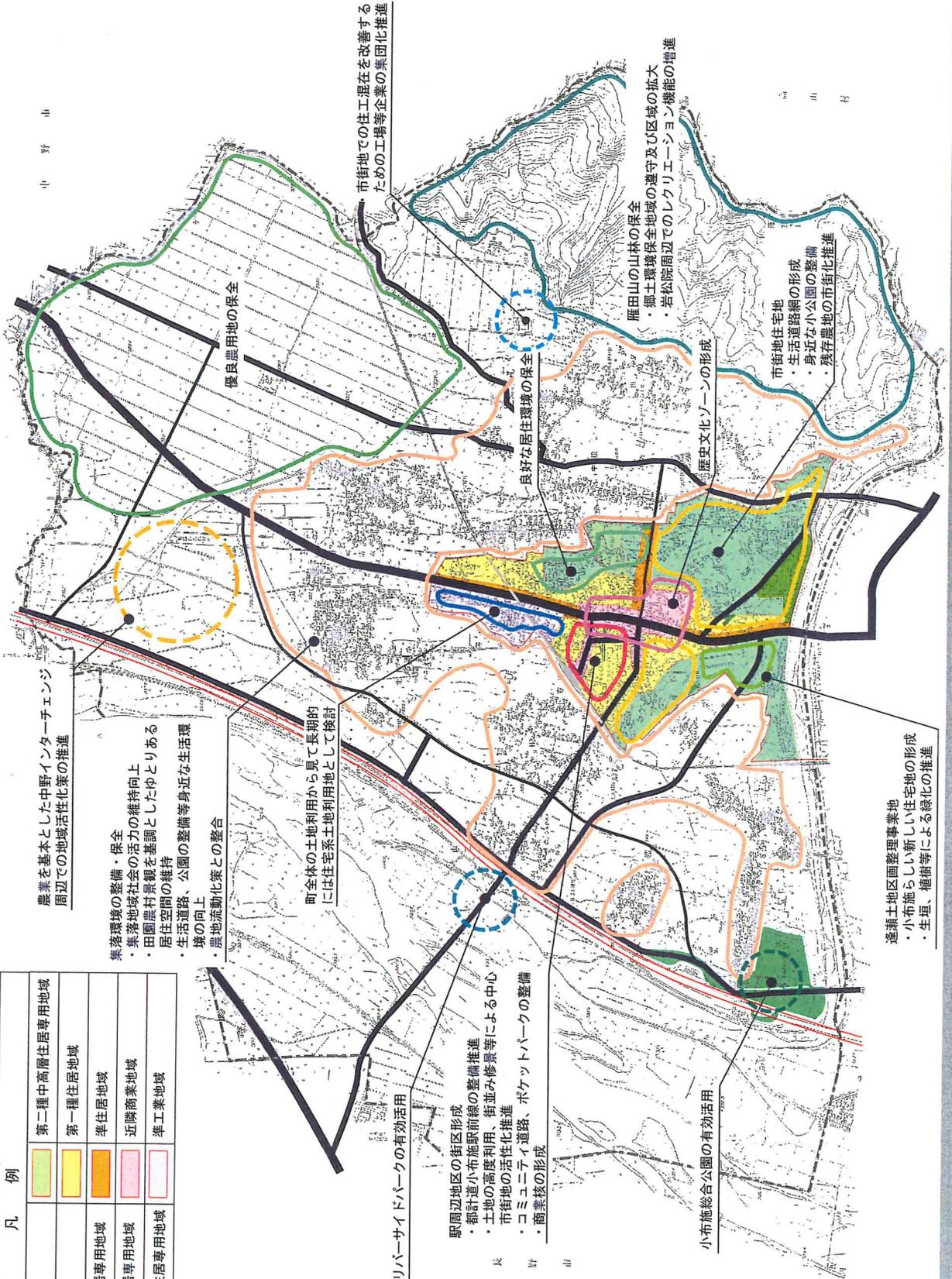
6-8. 高速交通時代等、新たな時代の要請に対応した地域資源の発掘

農業、観光基盤を一層、充実するためにも中野インター等を活用し、果樹栽培などの地域特性を活かした地域活性化機能の導入が必要となっています。

また、小布施ハイウェイオアシスの情報発信、産業振興機能の向上を図るためインターチェンジ化を含めた有効利用策の検討が必要となっています。

○土地利用等の関する課題

凡 例	
—	第二種中高層住居専用地域
■	都市計画公園
■	第一種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	準工業地域



農業を基本とした中野インターチェンジ
周辺での地域活性化策の推進

集落環境の整備・保全
 ・集落地域社会の活力の維持向上
 ・田園農村景観を基調としたゆとりある
 居住空間の維持
 ・生活道路、公園の整備等身近な生活環
 境の向上
 ・農地流動化策との整合

町全体の土地利用から見て長期的
には住宅系土地利用地として検討

リバーサイドパークの有効活用

駅周辺地区の街区形成
 ・都計道小布施駅前線の整備推進
 ・土地の高度利用、街並み修景等による中心
 市街地の活性化推進
 ・コミュニティ道路、ポケットパークの整備
 ・商業核の形成

小布施総合公園の有効活用

透視土地区画整理事業地
 ・小布施らしい新しい住宅地の形成
 ・生垣、植樹等による緑化の推進

優良農用地の保全

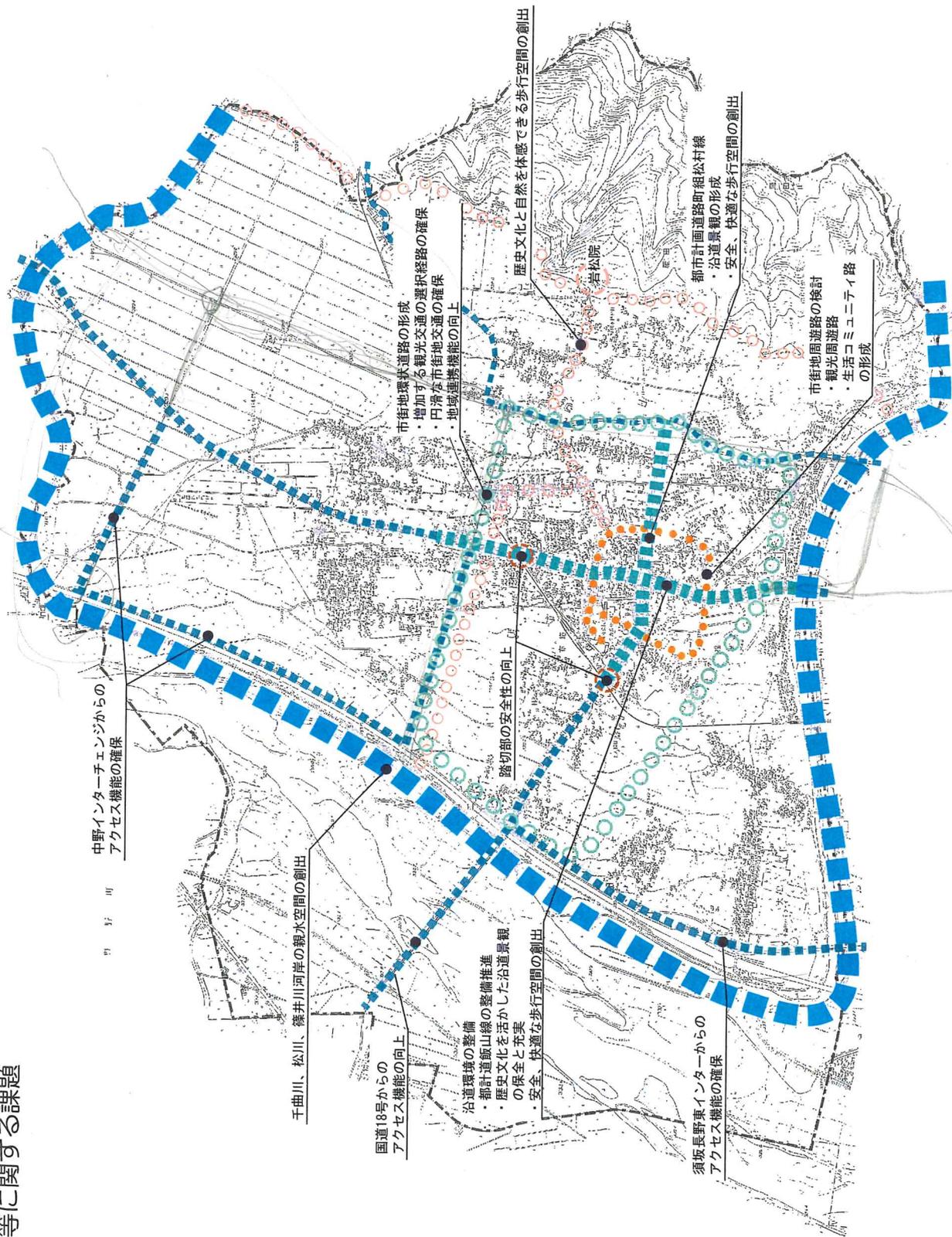
良好な居住環境の保全

雁田山の山林の保全
 ・郷土環境保全地域の遵守及び区域の拡大
 ・若松院周辺でのレクリエーション機能の増進

市街地住宅地
 ・生活道路網の形成
 ・身近な小公園の整備
 ・残存農地の市街化推進

市街地での住工混在を改善する
ための工場等企業の集団化推進

○道路交通等に関する課題



7. まちづくりの目標

7-1. まちづくりの視点

これから取り組んでいくべきまちづくりの視点を以下のように整理しました。

歴史と文化のまち

小布施の歴史・文化を活かしたまちづくりの取り組みは、多くの観光客を呼び、全国的に注目されています。これは、これまでの住民と行政の一体となったまちづくりへの取り組みの成果です。

今後も、住民にとって住み良く、観光客にも憩いとやすらぎが感じられるような町並みづくりを継続し歴史と文化のまちをめざします。

緑豊かなまち

千曲川、松川などの水辺空間、雁田山の緑の景観などと一体となって小布施の町は形成されてきました。この自然環境を今後も保全、維持し、これらと調和したまちづくりをめざします。

また、多自然型河川づくりなどを引き続き推進し、動植物などの生育生息環境の保全、再生による緑豊かなまちをめざします。

人にやさしいまち

だれもが安全、安心してくらせる地域社会、市街地空間を実現するためノーマライゼーションの視点にたったまちづくりを推進します。

また、安全、快適に都市活動ができるよう自動車交通の円滑化、歩行者空間のバリアフリー化により、人にやさしいまちをめざします。

地域産業の連携したまち

歴史と文化を活かしたまちづくりの推進により、地域交流、特産品の開発が行われてきました。今後も、「食」を中心とした農業、商業、工業の連携により、高度情報化社会等の時代の変化に対応した新しい活力ある産業づくりを進めていきます。

創造性豊かなまち

まちづくりの主役は町民の一人ひとりです。これからは、自己責任、競争の時代に対応できる「創造性豊かな人」を育成し、まちづくりへの参画を積極的に進めていきます。

7-2. 目標とする都市像

これからまちづくりを進めていく上で、人口の横ばい状態や少子高齢化などによる活力の低下にいかに対応していくかが重要になってきます。

そのため、今後も、住民、地域産業、行政が連携を密にし、自然環境や歴史文化を活かして、町の魅力を高め、町を訪れる様々な人との交流を拡大していきます。また、独自性（小布施ブランド）の確立と可能性（新しい産業ややる気のある人の育成）の向上も推進し、あらゆる地域資源、都市活動の調和した持続性のある町の発展を目指していきます。

●まちづくりの視点

- ①これまでの景観町並みづくりの取り組みを継承していきます。
（伝統的な生活習慣や歴史文化景観等の地域特性に調和した住民と行政の一体となった景観町並みづくり）
- ②住民と来訪者が交流し、ふれあいのあるまちづくりを推進します。
- ③町の持続的な発展に資する適切な住宅地の誘導と小布施らしい景観形成を推進します。
- ④観光交通の増加に対応した道路ネットワークと地域活性化拠点を形成します。
- ⑤農業者の高齢化や農業後継者不足による農地流動化に対応した土地の有効活用策を推進します。
- ⑥高齢者や障害のある人、子供たちのみならず、だれもが安全かつ快適に歩けるまちづくりを進めます。

第4次小布施町総合計画

将来像 「心に響く21世紀 夢を力に 輝く未来へ」

将来の姿 “緑光る ふるさとのまち
笑顔あふれる やすらぎのまち
人集う にぎわいのまち
際立つ人 創造のまち おびせ”

小布施町都市計画マスタープランの目標とする都市像

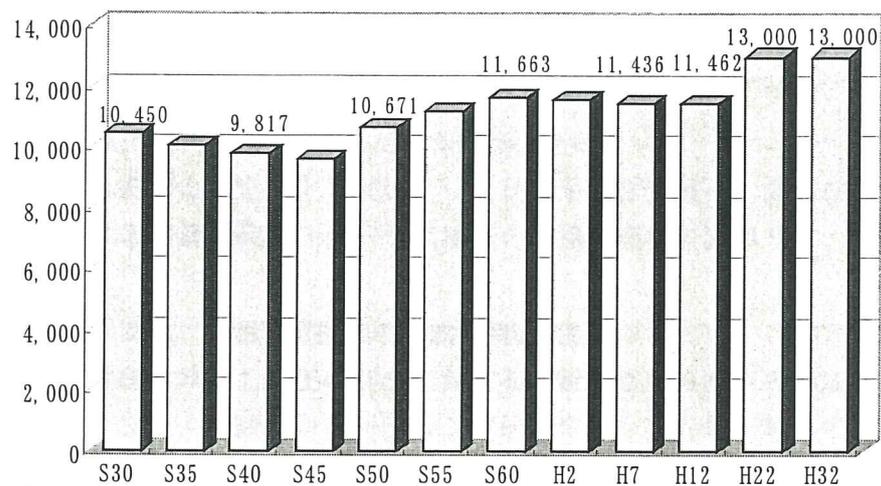
自然、田園景観と歴史文化景観の調和したふれあい交流都市づくり

7-3. 目標とする将来人口

町の人口は、昭和 60 年の 11,663 人となって以降は、横ばいの状態が続
き、平成 12 年現在、11,462 人となっています。

今後は、市街化区域内の宅地化の推進、市街化調整区域内の指定既存集
落の拡大等により人口の増加を図ります。

このため、都市計画マスタープランの将来人口目標は、第 4 次小布施町
総合計画との整合を図り、目標年次の将来人口を 13,000 人とします。



資料：国勢調査

7-4. 目標とする将来都市構造

将来都市構造の考え方

将来都市構造は、都市像を実現するための基本的な都市の形態を表すも
のです。生活、産業など様々な活動の拠点やひと、もの、情報をはこぶ都
市の道路網、地域の環境を形成するまちづくりゾーンを表しています。

小布施町の将来都市構造

生活、産業など様々な活動の拠点

ひと、もの、情報をはこぶ都市の道路網

地域の環境を形成するまちづくりゾーン

目標とする将来都市構造

生活における快適性や安全性を高めて、都市活動や交流を行う場となる拠点とこれらと連携して回遊性を高める軸を配置します。

①生活、産業など様々な活動の拠点

●小布施駅周辺での中心市街地活動拠点の形成

中心市街地は、多くの人が集まる場として、また、活動の出発点にふさわしい市街地形成を基本に、駅前通り沿道での町並み修景や商業・業務・サービス機能の集積を進めます。

●歴史文化景観資源を活かした交流拠点の充実

これまでの歴史文化を基調とした景観形成を支援し、北斎館周辺での町並み修景や商業・サービス機能の一層の充実を図ります。

●産業・文化・生活交流拠点の形成と適切な配置

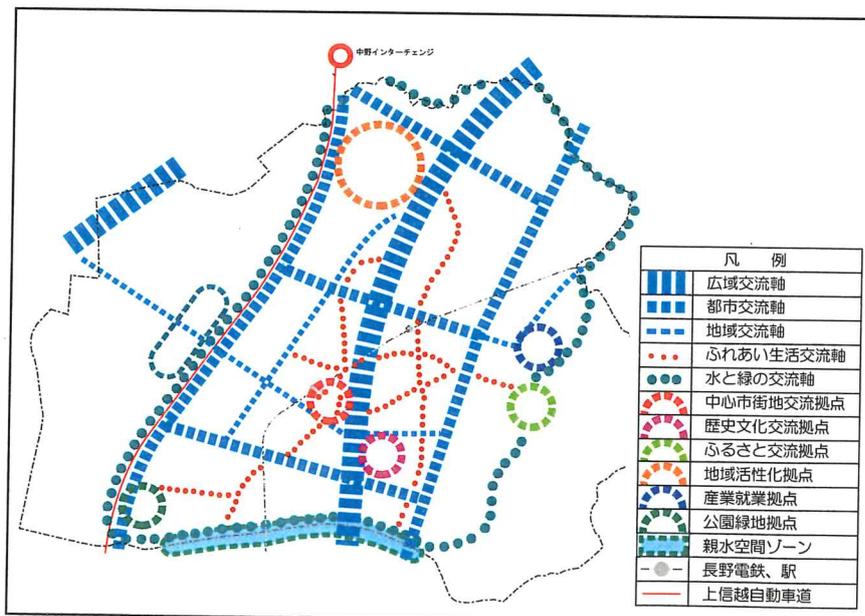
市街地での住工混在の解消に資する、新たな産業拠点の形成を進めます。また、中野インターチェンジ周辺での、花卉栽培等との連携や農業者の高齢化等による耕作放棄地の発生を未然に防ぐため農地の有効利用策を検討し、地域活性化拠点づくりを進めます。

②ひと、もの、情報をはこぶ都市の道路網

●都市活動を円滑にする交流道路網の形成

生活、産業交通の増加、上信越自動車道や長野新幹線の開業による

観光交通の増加に適切に対応し、都市内での円滑な道路交通を確保するために、道路機能を明確にし、段階的な交流道路網の形成を進めます。



●市街地内での生活軸の形成

地域住民、来訪者が市街地内を歩いて楽しくまわれるように栗の小径等を活用して安全、快適な歩行者空間のネットワークを形成します。

③地域の環境を形成するまちづくりゾーン

●千曲川、雁田山等の自然環境の維持、活用

千曲川、松川、篠井川、深沢川の水辺空間や雁田山の緑の景観は、その自然環境との共生を通じて、都市づくりのイメージの向上や生活の質的向上に資する貴重な資源です。そのため、積極的な維持、保全策を導入し、憩い、やすらぎのあるレクリエーションの場として適切な活用を進めます。

●伝統的な集落形態、田園景観の保全

全町的なうるおいのある美しいまちづくりを進める上でも、市街地周辺に広がる田園景観や分散する伝統的な集落形態は維持、保全を推進します。

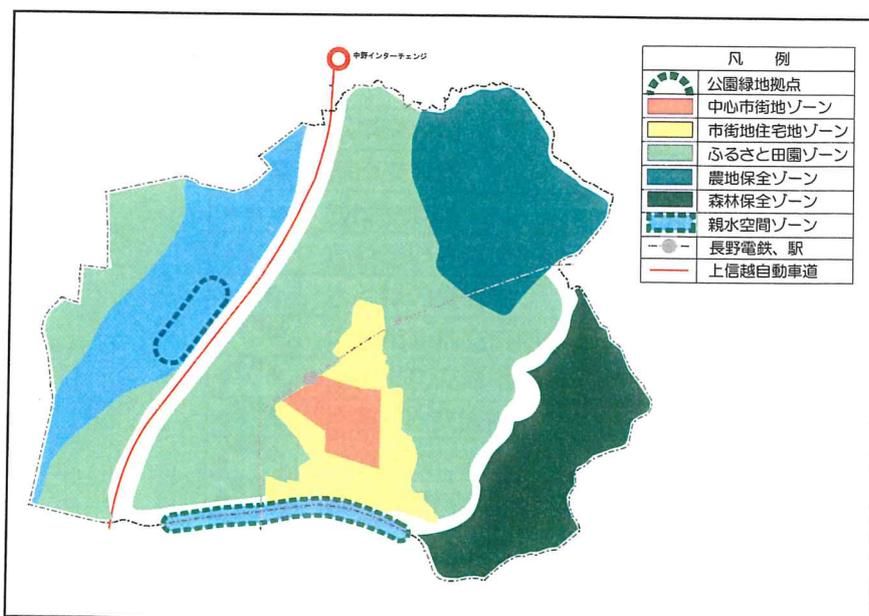
そのため、伝統的、文化的な生活環境の基礎となっている水路等の水辺空間、果樹を中心とした田園地などの生態系の保全機能を有する場の保全、修復、再生を図ります。また、ゆとりと潤いのあるまちづくりを推進するため田園集落地での生活環境整備を積極的に進めていきます。

●緑の多いまとまった市街地形態

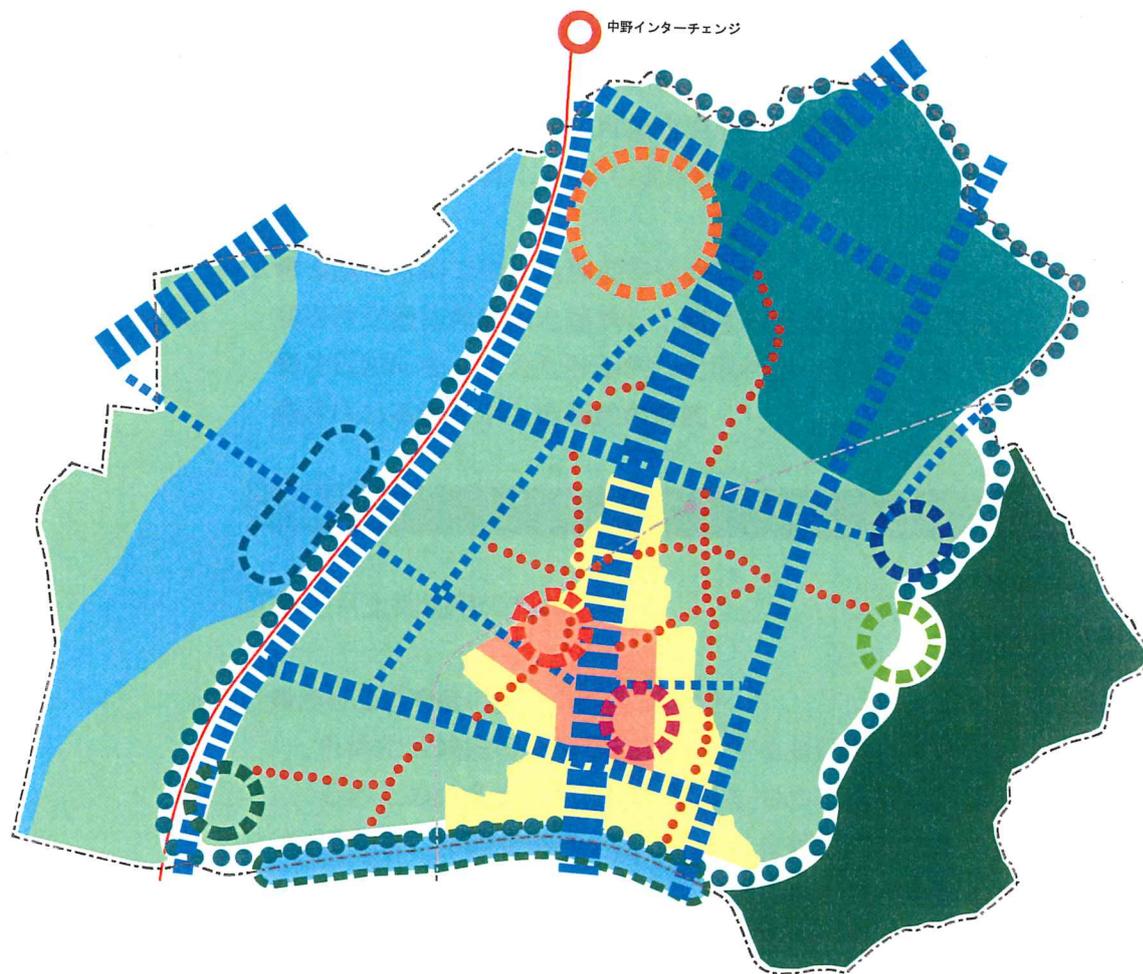
中心市街地は、地域住民の利便向上のため商業・業務・サービスな

どの都市機能を集積します。

また、ヒューマンスケールで安全性が高く快適な空間を形成するとともに、市街地に残る農地の宅地化を推進しつつ、適切に緑の空間を確保しゆとりのある市街地を形成します。



●目標とする将来都市構造



凡 例			
	広域交流軸		公園緑地拠点
	都市交流軸		中心市街地ゾーン
	地域交流軸		市街地住宅地ゾーン
	ふれあい生活交流軸		ふるさと田園ゾーン
	水と緑の交流軸		農地保全ゾーン
	中心市街地交流拠点		森林保全ゾーン
	歴史文化交流拠点		親水空間ゾーン
	ふるさと交流拠点		長野電鉄、駅
	地域活性化拠点		上信越自動車道
	産業就業拠点		

8. まちづくりの方針

8-1. 土地利用の基本的な方針

土地利用形成の基本視点

- 千曲川、雁田山などの自然環境の計画的な保全と活用
- 「歴史文化ゾーン」の町並みづくりの継承
- 町の中心に相応しい落ち着きとうるおいのある「さわやか駅前ゾーン」の形成
- 田園集落地での生活環境整備の推進
- 道路交通体系整備と連携した拠点的土地利用地の形成
- 住民意向をふまえた計画的な土地利用の実現
- 秩序ある緑豊かな市街地の形成

基本方針

①居住系土地利用の方針

●良好な低密度の住宅市街地ゾーン

市街化区域内の戸建住宅を主とする良好な住宅地として形成します。そのため、多世代居住等に配慮しつつ市街地の活性化やコミュニティの維持、増進を進めるとともに、良好な住宅市街地を維持、充実します。また、市街地内残存農地の適切な宅地化を図るため、土地区画整理事業等による計画的な市街地住宅地の形成を進めます。

●良好な中高密度の住宅市街地ゾーン

さわやか駅前ゾーンの周辺地区や国道403号の沿道市街地については、町並み景観の向上に配慮しつつ、良好な中高密度住宅地として形成します。

また、住工混在地区の解消を図るため段階的な整備改善を進めます。

②商業・業務・サービス系土地利用の方針

●さわやか駅前ゾーン

町の玄関口の小布施駅や町役場を中心とした「さわやか駅前ゾーン」は、町の中心に相応しい落ち着きとうるおいのある駅前街区として整備改善を推進します。

駅前通り、国道 403 号沿道では、商業・業務機能の充実と併せて、交通結節点でのバリアフリー化の推進、新たな都市機能の配置を検討し、活力ある交流拠点として形成します。また、小布施駅周辺での、再開発等を推進するとともに、コミュニティ道路やポケットパークの整備を進め、生活者、来訪者にやさしいまちづくりを推進します。

●歴史文化ゾーン

北斎館、高井鴻山記念館を中心とした「歴史文化ゾーン」は、散策路やポケットパーク等の整備充実により、一層、魅力とやすらぎが感じられるまちづくりを推進します。

③産業就業系土地利用の方針

●産業就業地の誘導ゾーン

長期的な視野から、地域環境に配慮しつつ、町の持続的な発展に寄与する産業就業地として誘導します。また、必要に応じてゾーン内の道路整備を進めます。

④田園集落系土地利用の方針

●集落環境の整備・育成ゾーン

高齢化や後継者不足等に対応し、農業生産環境に支障をきたすことのないよう集落地での適切な生活環境整備を推進し、活力の維持向上に資する良好な集落環境を形成します。

●田園集落ゾーン

田園景観の保全を図りつつ、果樹園地を中心として、耕作放棄地の発生等に対応した観光農園、市民農園等の計画的な整備を進めます。

また、フラワーセンター等を活用して、農免道路沿道でのフラワーゾーンの形成等を検討します。

●中野インター周辺地域活性化ゾーン

中野インター周辺の道路交通環境や果樹、花などの地域産品を活用した新しい地域活性化機能を導入します。

⑤公園・緑地系土地利用の方針

●公園・緑地の有効活用ゾーン

レクリエーション周遊道路とネットワーク化された、小布施総合公園や千曲川河川公園等の有効活用を進めます。

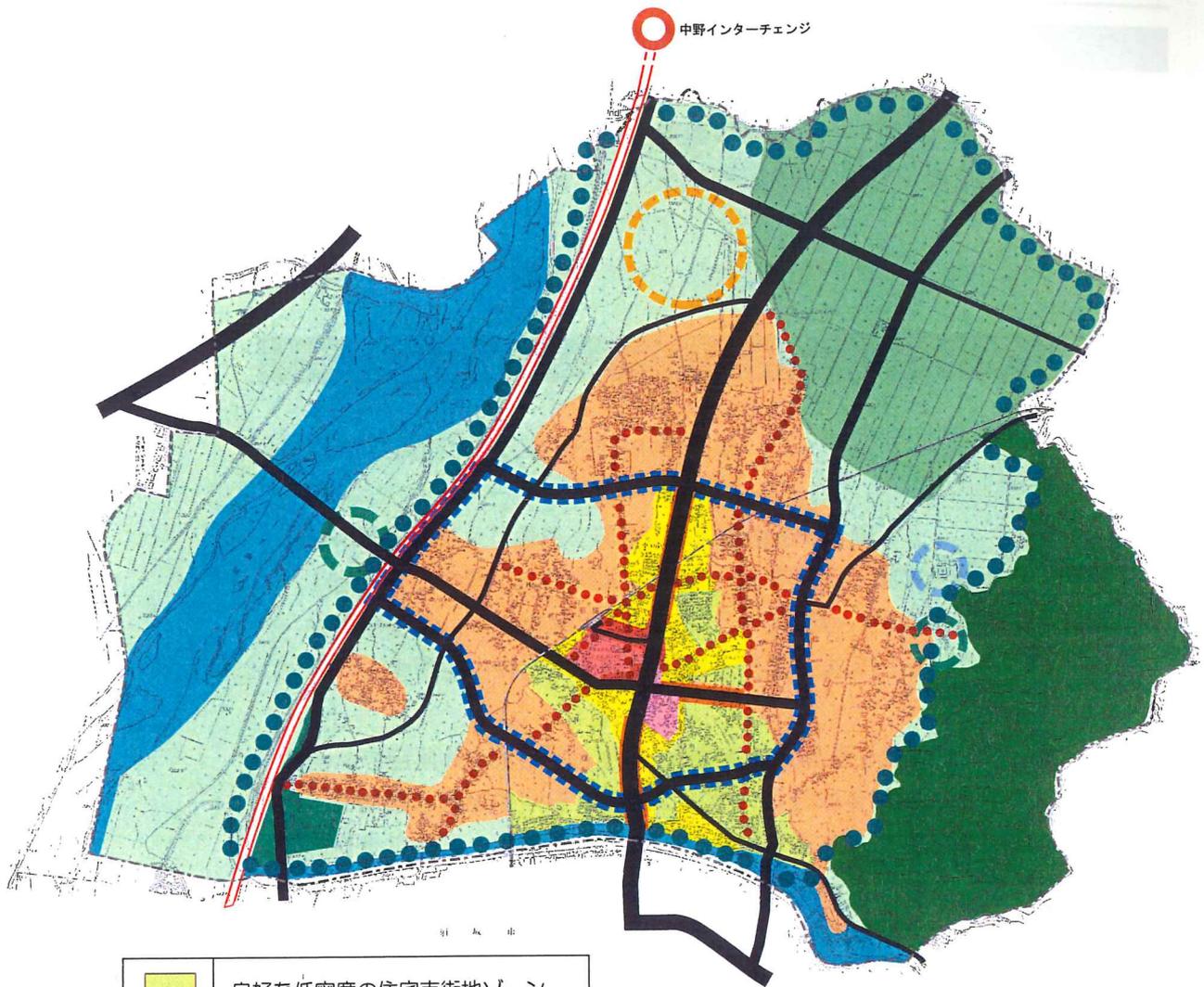
●ふるさと景観保全ゾーン

町のシンボル景観となっている雁田山の景観保全を一層強化するため、郷土環境保全地域の拡大を進めるとともに、自然に親しむ場として一層の充実を図ります。

●河川空間の保全・活用ゾーン

千曲川、篠井川、松川、深沢川の自然環境に配慮しつつ、誰もが水に親しめる空間づくりを進めます。

●土地利用の方針



	良好な低密度の住宅市街地ゾーン
	良好な中高密度の住宅市街地ゾーン
	さわやか駅前ゾーン
	歴史文化ゾーン
	産業就業地の誘導ゾーン
	集落環境の整備・育成ゾーン
	田園集落ゾーン
	公園・緑地の有効活用ゾーン
	中野インター周辺地域活性化ゾーン
	公園・緑地の有効活用ゾーン

	ふるさと景観保全ゾーン
	河川空間の保全・活用ゾーン
	河川空間の保全・活用ゾーン
	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地区幹線道路
	レクリエーション周遊道路
	主な生活道路
	市街地外郭環状道路

道路交通体系の基本視点

- 広域的な視点からの幹線道路網の形成
- 市街地道路の段階的計画的な整備の推進
- 緑地、歴史的な景観を活かした安全、快適な歩行空間ネットワークの形成
- 公共交通の利便性確保

基本方針

① 広域的な視点からの幹線道路網の形成

- 都市活動を支える骨格となる広域幹線道路の整備

他都市とを繋ぐ広域幹線道路は、地域交流、産業活動を支える重要な骨格です。そのため、国道403号、主要地方道豊野南志賀公園線バイパスや県道中野小布施線の整備を促進します。

- 円滑な自動車交通を実現する環状型都市幹線道路の整備

上信越自動車道側道の整備により、市街地を通過していた南北方向の自動車交通の減少が図られました。今後は、上信越自動車道側道と県道中野小布施線を東西方向に繋ぐ幹線道路を整備し、市街地外郭環状道路を形成します。

② 市街地道路の段階的計画的な整備の推進

- 都市計画道路の整備推進

都市計画道路町組松村線の整備に続いて、今後は、飯山線、小布施駅前線の整備を沿道町並み景観形成と一体的に推進します。

- 主要地方道豊野南志賀公園線の整備推進

主要地方道豊野南志賀公園線については、現在、バイパス整備が進められていますが、本線は、市街地の中心部を通過しており、今後のまちづくりを進めていく上でも重要です。そのため、沿道での町並み整備やゆとりと潤いのある歩行者空間の創出を推進します。

●地域活動を支える身近な生活道路の整備

主要な道路と円滑に接続し、地域の日常生活の利便性や防災機能の向上に資する身近な生活道路の整備を推進します。

③緑地、歴史的な景観を活かした安全、快適な歩行者空間ネットワークの形成

●安心して歩ける歩行者空間の整備充実と緑化の推進

都市計画道路町組松村線の整備に続いて、今後は、飯山線、小布施駅前線の整備を沿道町並み景観形成と一体的に推進します。

また、幅員の狭い道路の拡幅や行き止まり道路の解消など防災機能の向上を図ります。

さらに、だれもが安心して歩けるよう段差のない歩道づくりを進めバリアフリーの道路空間整備を推進します。

●歴史的な景観等を活かし、回遊性の高い歩行者空間ネットワークの形成

住民や来訪者が町を散策したり、自転車などを利用して周遊できるよう公共公益施設や主要な観光施設などを繋ぐ安全、快適な歩行者空間ネットワークを形成します。

④公共交通の利便性確保

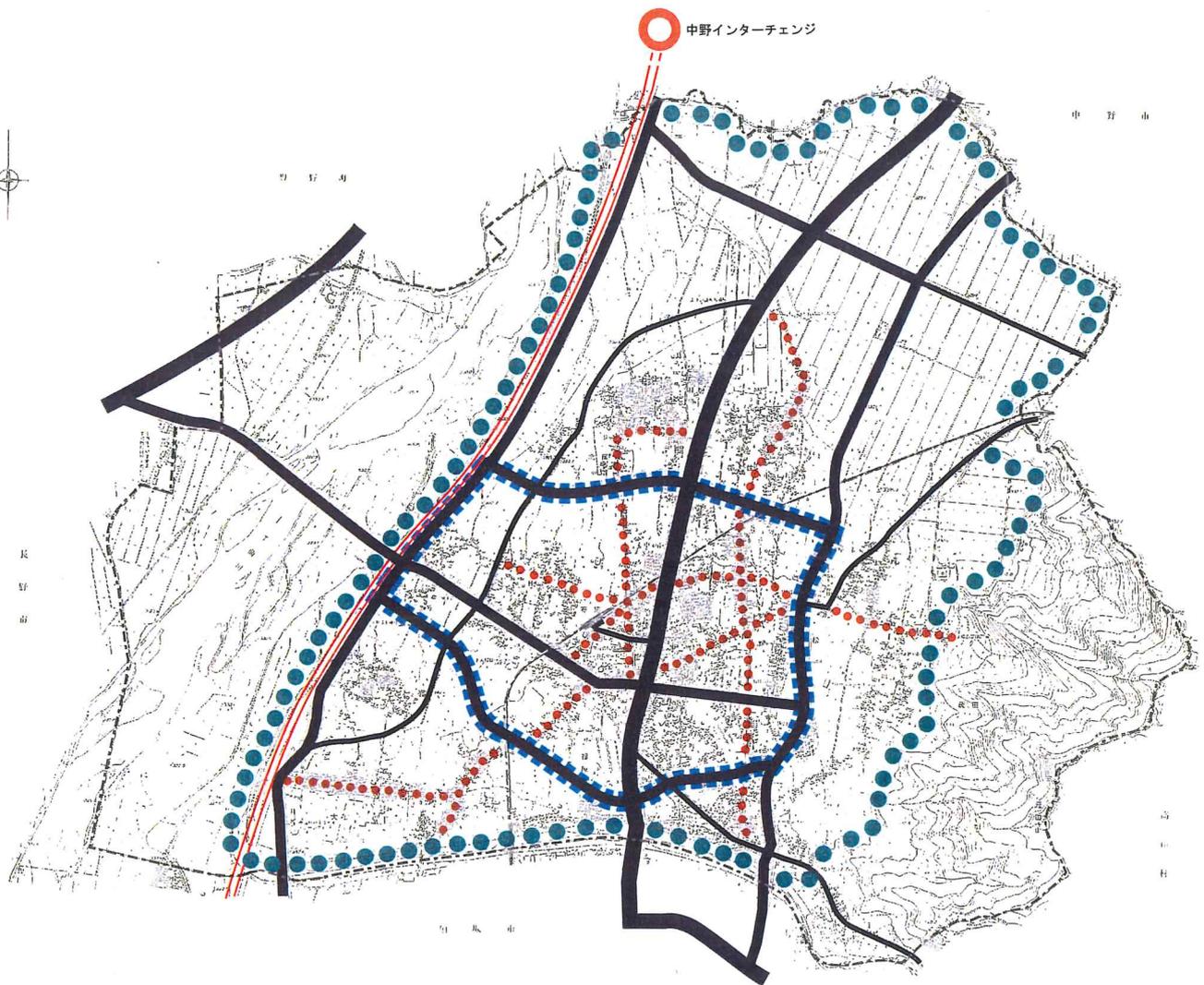
●駐車場の整備

歩行者ネットワークの形成との整合を図りながら郊外駐車場の有効活用を進めます。また、主要な集客施設周辺での駐車場整備を民間との連携を図りつつ推進します。

●シャトルバス等の充実

ハイウェイオアシスや小布施駅等の主要な公共公益施設や観光施設を繋ぐシャトルバスの充実を図ります。

● 道路交通体系の方針



	広域幹線道路
	都市幹線道路
	地区幹線道路
	レクリエーション周遊道路
	主な生活道路
	市街地外郭環状道路

●歩行者空間の整備方針

歩行者空間整備の基本視点

- 国道、主要地方道、県道等の主要な道路での歩行者空間の連続性を確保します。
- 歩道の段差を解消しバリアフリーの都市環境を創出します。
- 主要な公共施設、集客施設等との歩行者空間ネットワークを形成します。
- 市街地、集落地間の歩行者空間を繋ぎ歩行者の安全性を高めていきます。

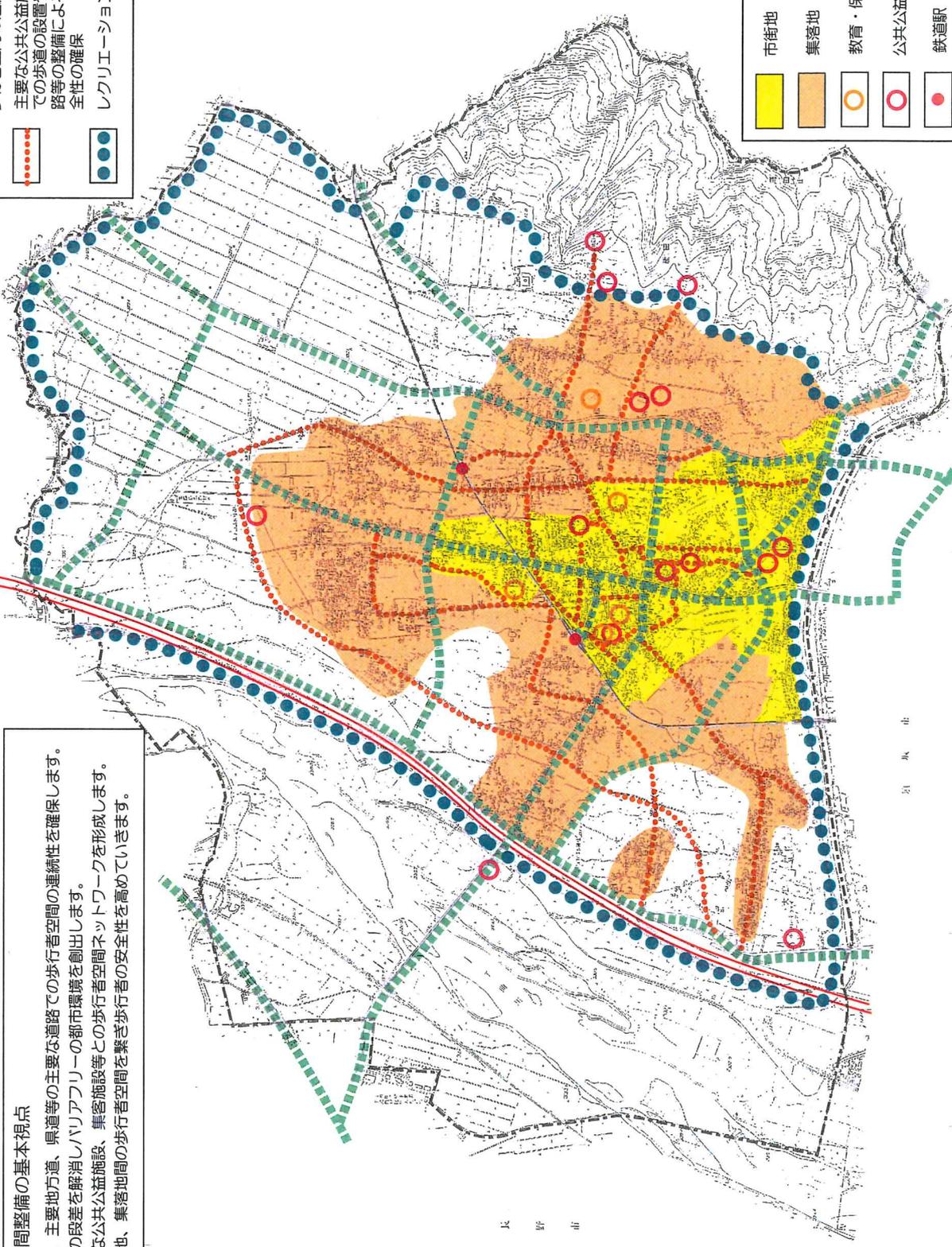
中野インターチェンジ

主要な道路での歩道の設置による歩行者空間の連続性の確保

 主要な公共施設等を繋ぐ道路での歩道の設置やコミュニティ道路等の整備による歩行者空間の安全性の確保

 レクリエーション周遊道路

市街地
 集落地
 教育・保育施設
 公共施設・集客施設
 鉄道駅



中野市

中野市

8-4. 公園・緑地と緑のネットワークの基本的な方針

公園・緑地と緑のネットワークの基本視点

- 千曲川・松川等の河岸緑地の保全と親水空間の創出
- 雁田山の郷土環境保全地域の拡大
- 地域緑地構造を活かしたまちのシンボルとなる公園・緑地の整備・充実
- 市街地での身近な公園・緑地空間の確保
- 主要な公園・緑地を繋ぐ緑のネットワークの形成
- 市街地の緑の保全、活用によるゆとりと潤いのある住宅地の形成

基本方針

- 千曲川・松川等の河岸緑地の保全と親水空間の創出
- 雁田山の郷土環境保全地域の拡大
(骨格的な緑地構造の保全)
千曲川、雁田山等の地域景観を代表する緑地の維持保全を推進します。
また、千曲川、松川等の河岸緑地の保全と親水空間の創出に努めます。
さらに、雁田山の郷土環境保全地域の拡大を推進するとともに、公園化による有効活用策の検討をしていきます。
- まちのシンボルとなる公園・緑地の整備・充実
(地域緑地構造の有効活用)
小布施総合公園、千曲川河川公園の整備充実を推進します。
また、雁田山山麓部の岩松院周辺での公園、レクリエーション機能の充実を図ります。
さらに、自然環境や歴史文化資源等を活用した体験型学習機能の整備や住民参加による公園・緑地の維持管理体制の確立を目指します。
- 主要な公園・緑地を繋ぐ緑のネットワークの形成
- 市街地の緑の保全、沿道緑化等によるまちづくりの推進
千曲川、松川、篠井川、深沢川の河岸空間、雁田山の山麓部と小布施総合公園等の公園緑地拠点を繋ぐ「水と緑の回遊路」の整備を推進します。
また、国道403号等の幹線道路沿道の街路樹、花壇等の設置による沿道緑化を推進します。

●市街地での身近な公園・緑地空間の確保

市街地内での主要な公共施設等を繋ぐ「花と緑の散歩道」を整備し、安全、快適な歩行者空間ネットワークを形成します。

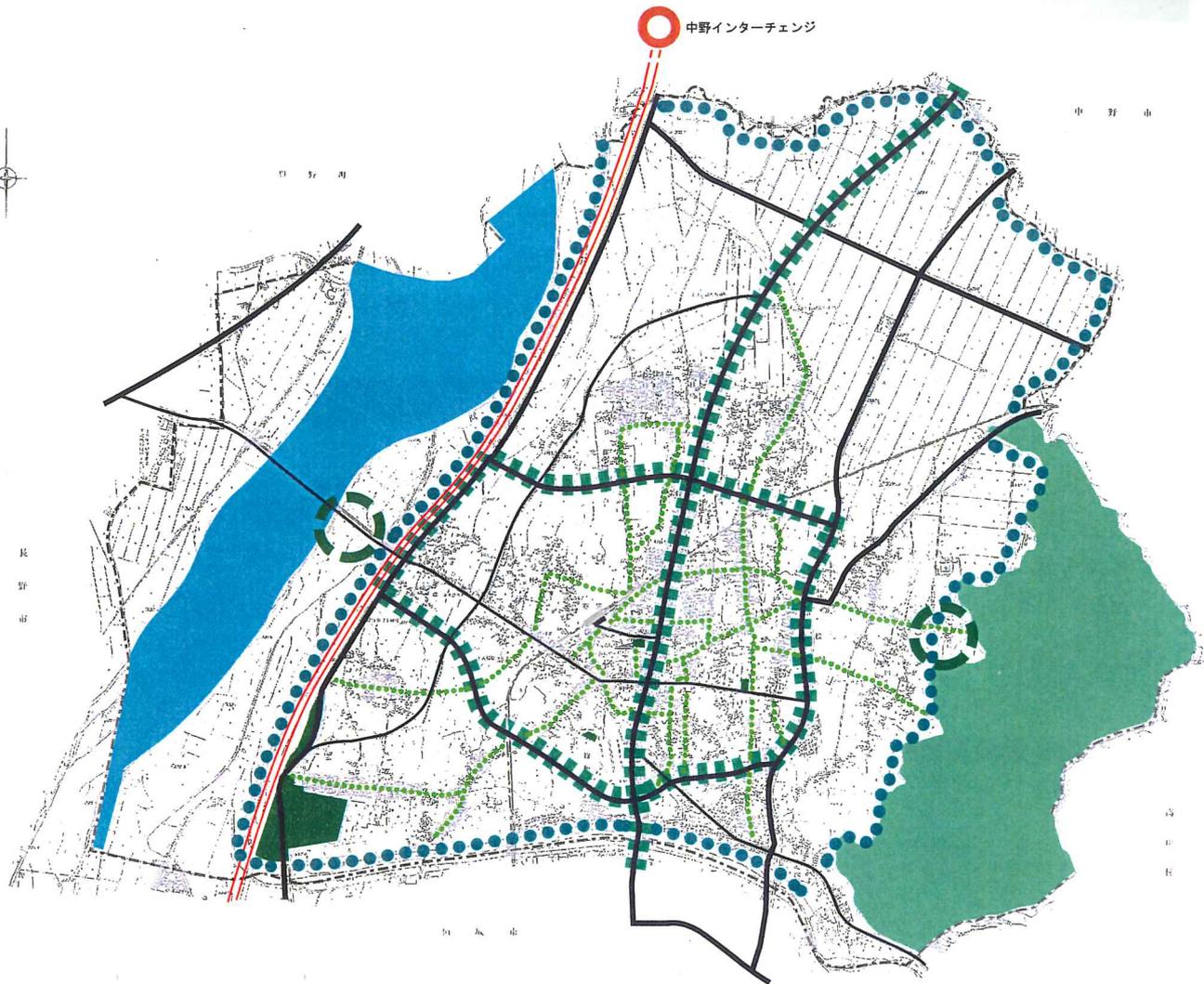
また、住宅地内の身近な小公園、中心市街地でのポケットパーク等の整備を推進するとともに町内に点在する寺社等の歴史文化遺産の緑の保全に努め、市街地内での緑とのふれあいの場を創出します。

●市街地の緑の保全、活用によるゆとりと潤いのある住宅地の形成

市街地内に残る農地は、今後、適切な市街地整備を前提に良好な住宅地として形成していきますが、ゆとりある住宅地と周辺の緑地空間との調和を大切にしていかなければなりません。

そのため、市街地の緑地空間の規模や配置を考慮し、既存緑地の保全・活用を推進します。

●公園・緑地と緑のネットワークの方針



	公園・緑地		河川緑地		花と緑の散歩道
	保全緑地		楽しく歩ける道 (水と緑の回遊路)		道路沿道緑化

8-5. 景観形成の基本的な方針

景観形成の基本視点

- うるおいとやすらぎのある自然的景観の保全
- 歴史・文化的遺産と調和した町並み景観の形成
- 小布施らしさを活かした落ち着いたある市街地景観の形成
- ゆとりのある住宅地景観の形成
- 田園地と調和した集落地景観の形成
- 緑豊かな公園・緑地景観の形成
- 「小布施町うるおいのある美しいまちづくり条例」に基づく景観形成

基本方針

- うるおいとやすらぎのある自然的景観の保全

(水と緑の景観軸、雁田山緑の景観領域)

千曲川等の河岸景観や雁田山の山林景観は、うるおいとやすらぎを与えてくれる町民共有の財産です。

そのため、千曲川等の水辺景観を保全するとともに、町民が水に親しめる水辺領域を形成します。

また、町のシンボリック景観である雁田山の緑や眺望景観を保全します。

- 歴史・文化的遺産と調和した町並み景観の形成

(市街地景観領域、歴史文化景観形成拠点)

北斎館周辺の歴史・文化ゾーンでは、歴史文化資源を保全しつつ、このすぐれた景観と調和した周辺建物へのデザイン誘導を促進し、町並みの連続性を保持します。

また、看板や案内板などのデザインの統一、ポケットパークの整備を推進し、うるおいのある町並み景観を形成します。

- 小布施らしさを活かした落ち着いたある市街地景観の形成

(市街地景観領域、駅前景観形成拠点、市街地景観軸)

小布施駅前通りの整備と一体となった沿道建物の個別建替えを促進し、良好な町並み景観を形成します。

また、沿道建物や街角において憩いの場を確保し、きめの細かいデザイン形成を図っていきます。

さらに、歴史的町並み景観と調和した路地空間を再生し、町の周遊性を高めていきます。

●ゆとりのある住宅地景観の形成

(住宅地景観領域)

安全で快適な居住環境を創出するため、「景観づくり指針」に基づいて敷地境界領域の緑化、デザインの質的向上やゆとりある空間を確保します。

また、市街地に残る農地については、適切な市街地整備を前提に無秩序な市街化を抑制し、緑豊かな町並み景観を創出します。

●田園地と調和した集落地景観の形成

(田園景観領域、集落地景観領域、田園景観軸)

市街地周辺の集落地は、屋敷と樹園地などの農地と水路の結びつきで良好な田園集落地景観を形成しています。

しかし、近年では耕作放棄地等の発生が危惧される状況にあるため、農業施策と連携した田園地の維持・保全と集落地環境の修復・整備を推進します。

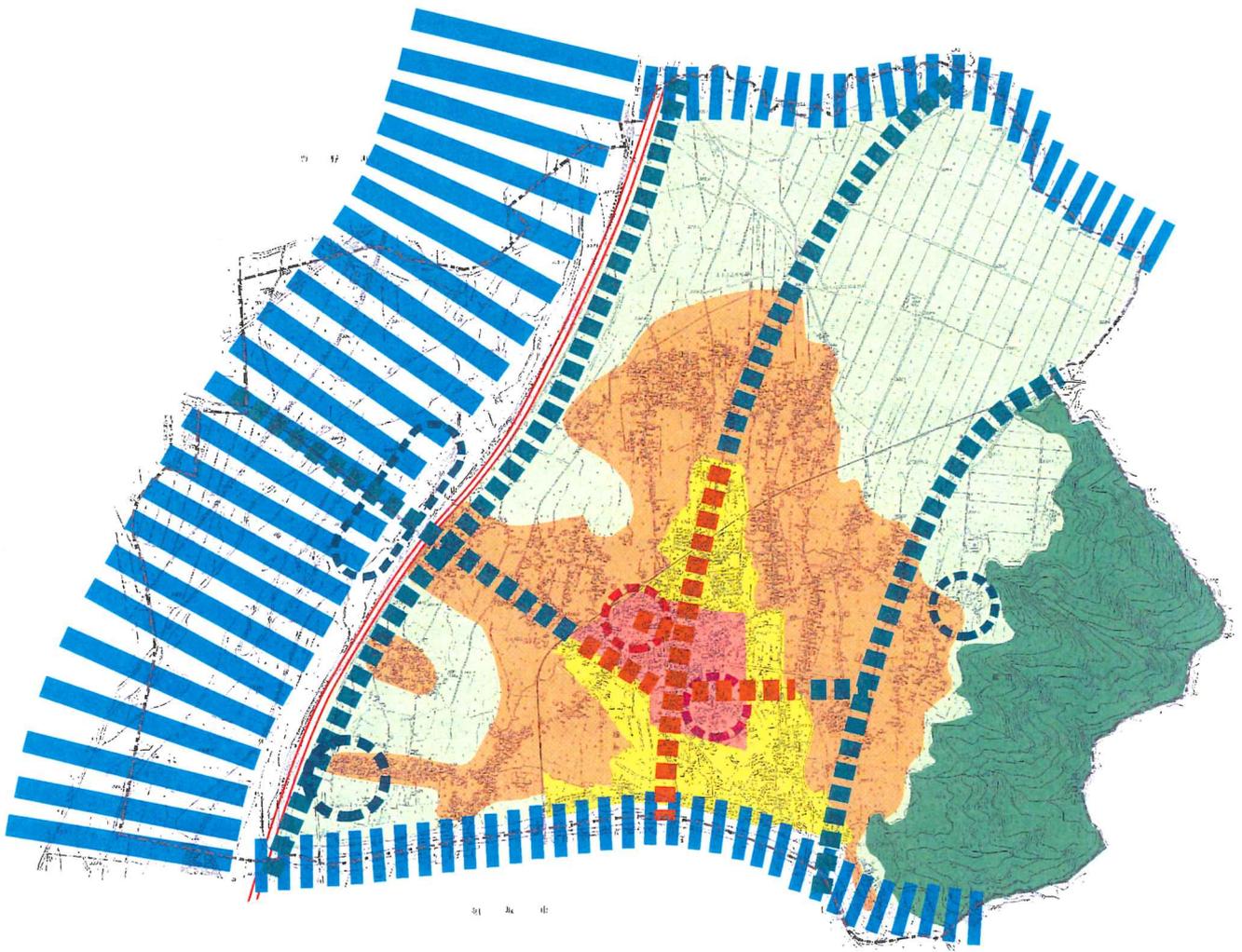
また、田園集落地を通過する主要な道路沿道は、田園風景を阻害しないよう広告物のデザイン誘導や緑化を推進します。

●緑豊かな公園・緑地景観の形成

(公園・緑地景観形成拠点)

小布施総合公園、千曲川河川公園や岩松院周辺の公園・緑地機能を充実し、住民や来街者へやすらぎを与える景観整備を推進します。

● 景観形成の方針

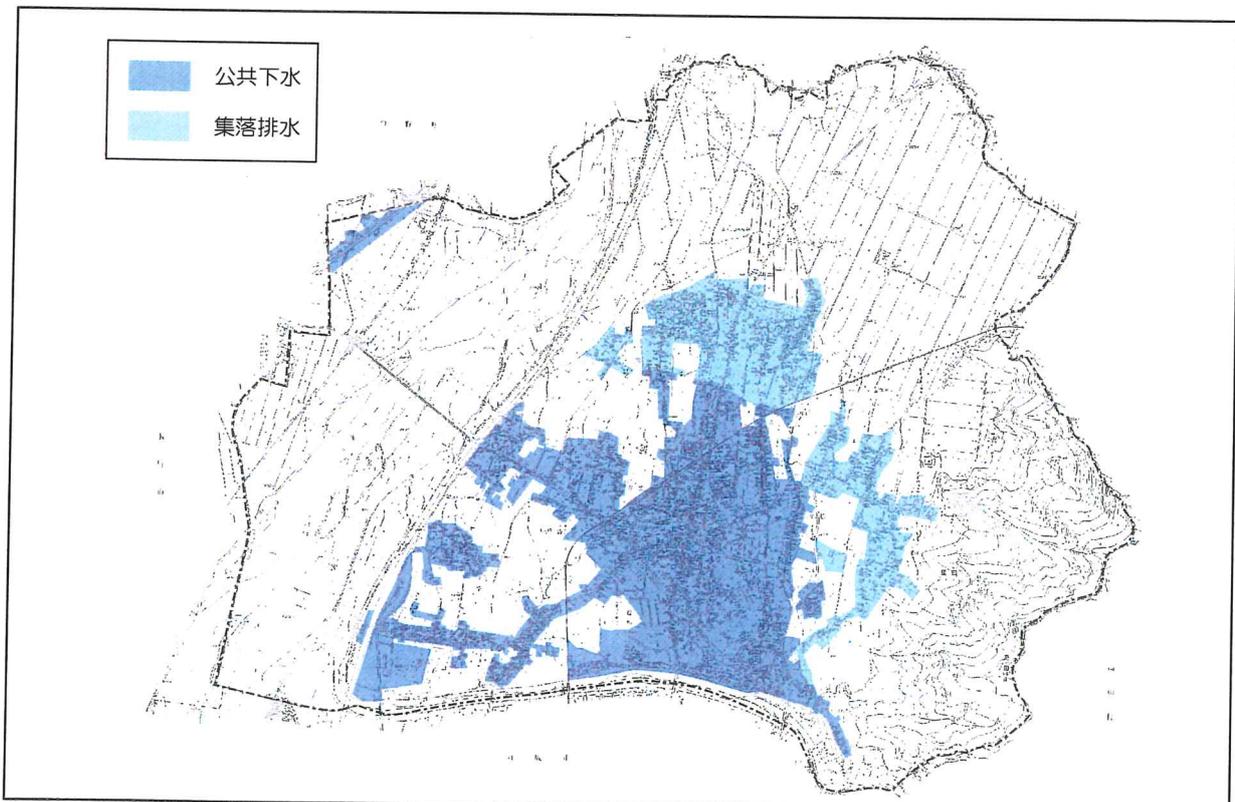


	市街地景観領域		水と緑の景観軸		公園緑地景観形成拠点
	住宅地景観領域		田園景観軸		駅前景観形成拠点
	田園景観領域		市街地景観軸		歴史文化景観形成拠点
	雁田山緑の景観領域				
	集落地景観領域				

8-6. 水環境の保全に関する基本的な方針

基本方針

- 水資源地としての自然環境の保全
 - ・きれいな水を次世代に残していくため水源地となる自然環境の保全に努めます。
 - ・水や自然の大切さが理解されるよう、身近な動植物の生育・生息空間を保全・創造し、生態系の維持・回復に努めます。
- 水質の保持と快適な生活環境の形成
 - ・都市基盤整備事業等と一体となって公共下水道の整備事業を推進します。
 - ・集落地の生活環境の向上や水質の保全を図るため集落排水事業を推進します。
- 自然災害に備えた治水機能の向上
 - ・防災面に配慮した治水機能の向上を図りつつ、住民に親しまれる河川空間づくりを進めます。
 - ・保水能力の高い自然地の保全と多自然型工法等の適用による河岸自然地の保全・回復を促進します。



8-7. 防災まちづくりに関する基本的な方針

基本方針

●不燃化まちづくりの推進

- ・災害時の避難路、避難地となる道路、公園等の防災基盤の整備を推進します。そのため、幹線道路、主要な生活道路と公園等オープンスペースとのネットワーク化を図ります。
- ・市街地での行き止まり道路の解消や延焼防止機能となる農地等の緑の保全に努めます。

●治水機能の向上

- ・浸水被害を未然に防ぐため河川の改修・整備を促進します。
- ・市街地での雨水流出を抑制するため宅地等の造成規模に応じた雨水浸透、貯留機能の整備を促進します。

9. 地域別まちづくりの方針

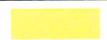
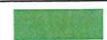
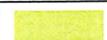
9-1. 市街地環境形成地域（活気とるおいのある市街地エリア）

地域の概要と主要な課題

市街地環境形成地域は、現行の市街化区域を中心として形成されています。地域の中央を国道403号が縦断し、豊野南志賀公園線が横断しています。また、小布施駅周辺は、中心街区として、町役場、公民館等の主要施設が集積しています。さらに、国道403号沿道周辺は、「脩然楼周辺歴史文化ゾーン」を中心として、小布施の景観町並みづくりの先導的役割を果たしています。

近年、逢瀬土地区画整理事業が実施され、小布施らしい新たな住宅地の形成が期待されています。また、既存の市街地住宅地での生活道路、身近な公園等の整備が必要となっています。さらに、市街化区域内での住工混在の解消が求められています。



凡 例	
	役 場
	保健・医療施設
	福祉センター
	幼稚園
	小・中学校
	コミュニティセンター
	郵便局
	公 園
	神社・寺院
	スポーツ施設



まちづくりの目標

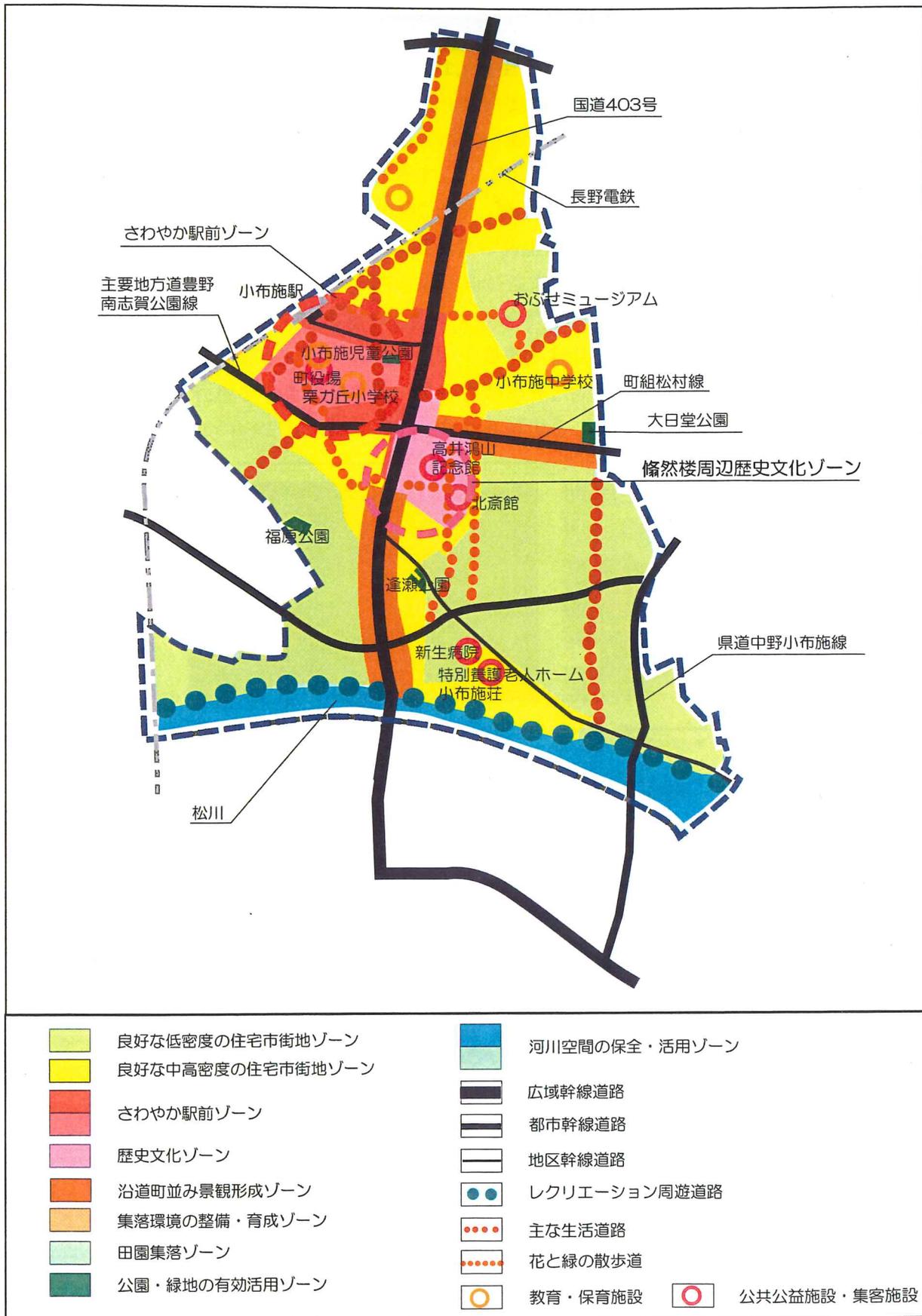
歴史文化資源を活かしたふれあい交流町並みづくり



まちづくりの方針

- ・小布施駅周辺での再開発等による計画的な市街地の形成
- ・沿道町並み修景と一体となった小布施駅前線の整備推進
- ・「歴史文化ゾーン」の町並み景観の維持充実
- ・道路整備と連携した主要な交差点等でのポケットパークの整備
- ・住宅地での身近な公園や生活道路の整備
- ・町並み景観に配慮した沿道宅地整備と一体となった飯山線の整備
- ・観光交通の流入に対応した計画的な道路ネットワークの形成
- ・主要な公共施設、集客施設等を繋ぐ安心して歩ける歩行者ネットワークの形成（花と緑の散歩道）
- ・歩道の段差解消などによる安全、快適な歩行者空間の整備（道路空間のバリアフリー化）
- ・主要公共施設、集客施設周辺での計画的な駐車場の整備
- ・市街地に残る農地の宅地化推進と緑の多い住宅地の形成

●市街地環境形成地域（活気とうるおいのある市街地エリア）のまちづくりの方針



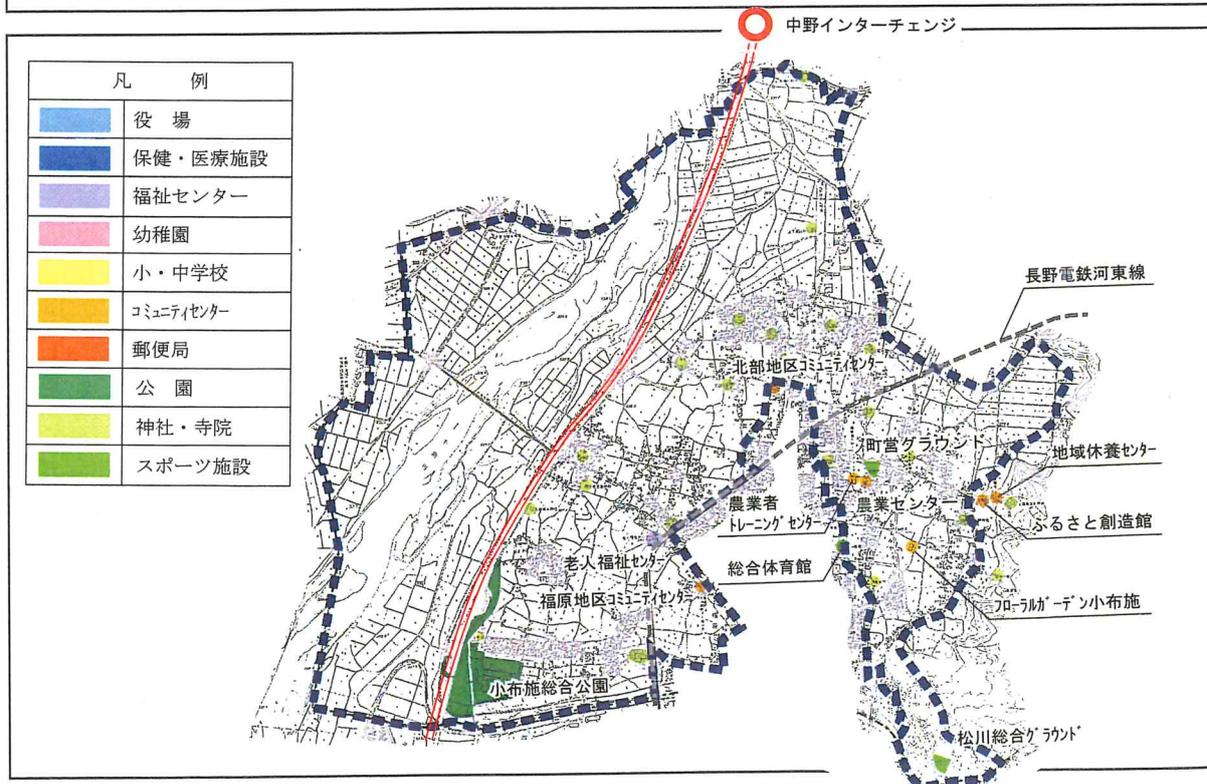
9-2. 田園集落環境形成地域（美しい水辺と田園景観を創造する集落環境エリア）

地域の概要と主要な課題

田園集落環境形成地域は、市街化区域の外周に広がる果樹園地を中心とした集落地により形成されています。上信越自動車道が縦断し、南部には、小布施総合公園が整備されています。また、千曲川河岸では千曲川河川公園の整備がされています。

近年、高齢化の進行により、農業就業者が急激に減少する傾向にあります。そのため、耕作放棄地等の発生が懸念されるとともに、土地所有者の市街地縁辺部での宅地化意向が強まりつつあります。

今後は、若年層の定住化を促進するため生活道路や下水道などの集落環境整備を一層、推進していく必要があります。また、農地の流動化や有効利用を早急に進めていく必要があり、合わせて、地域活性化機能の導入等についても検討していかなければなりません。



まちづくりの目標

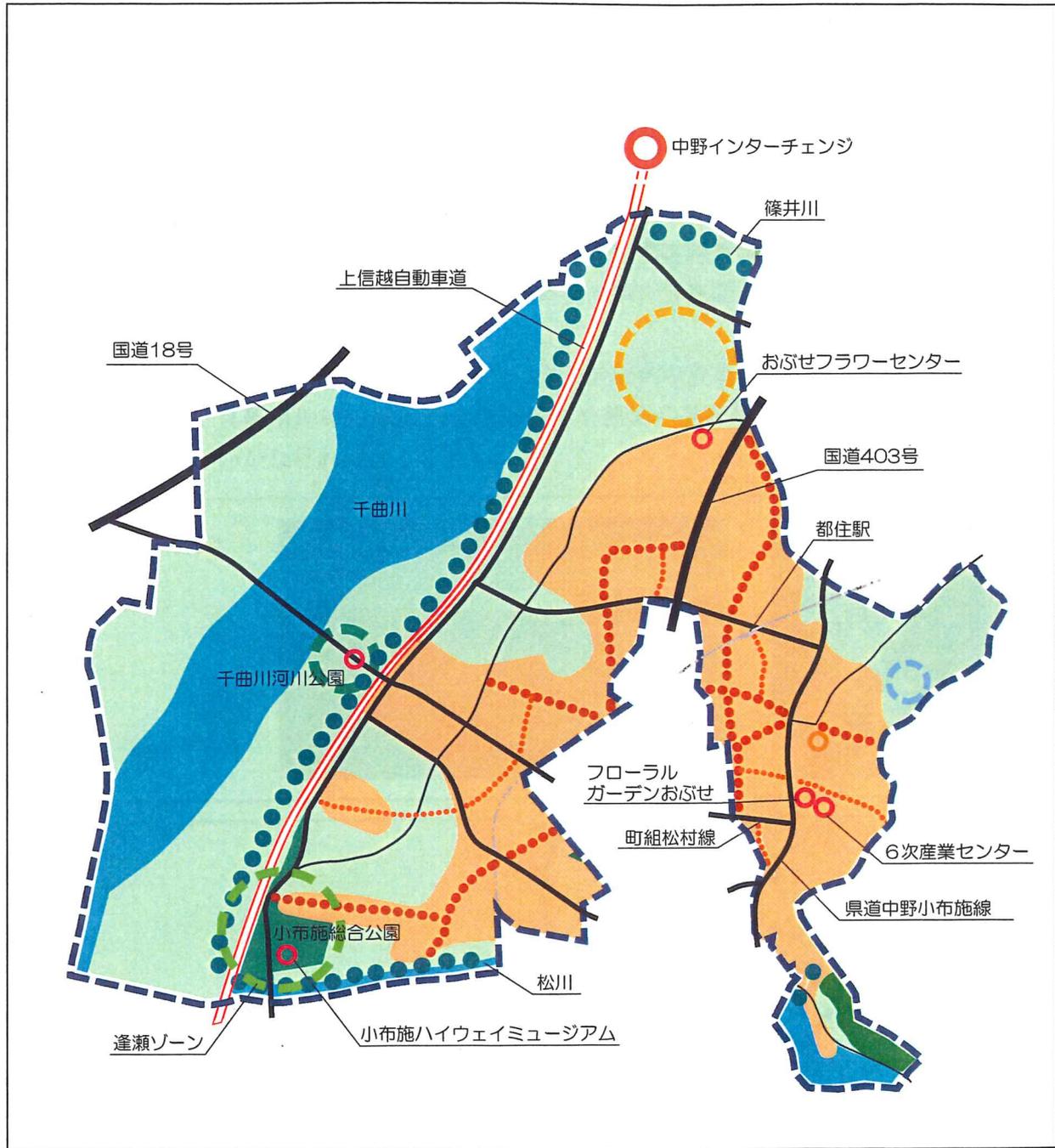
田園環境と調和し緑豊かな潤いある集落環境まちづくり



まちづくりの方針

- ・すぐれた田園景観の保全
- ・農地の流動化推進、やる気のある農業後継者の育成
- ・集落地での生活道路、下水道、小公園等の生活環境整備の推進
- ・市民農園、観光農園等による地域活性化機能の導入
- ・豊野南志賀公園線バイパスの整備推進
- ・中野インターからのアクセス道路の整備
- ・農免道路沿道等での田園沿道景観の保全と花いっぱい運動の推進
- ・市街化区域の状況をみながら市街地周辺部の計画的な土地利用を推進
- ・市街化区域内の住工混在の解消に対応した産業就業地の誘導
- ・千曲川、篠井川、松川、深沢川河岸緑地の保全と多自然型河川づくりの推進
- ・千曲川、松川河岸での周遊路の整備
- ・小布施総合公園、千曲川河川公園の有効活用
- ・小布施ハイウェイオアシスのインターチェンジ化等、有効活用策の検討

●田園集落環境形成地域（美しい水辺と田園景観を創造する集落環境エリア）のまちづくりの方針



	集落環境の整備・育成ゾーン		広域幹線道路
	田園集落ゾーン		都市幹線道路
	公園・緑地の有効活用ゾーン		地区幹線道路
	産業就業地の誘導ゾーン		レクリエーション周遊道路
	中野インター周辺地域活性化ゾーン		主な生活道路
	河川空間の保全・活用ゾーン		花と緑の散歩道
			教育・保育施設
			公共公益施設・集客施設

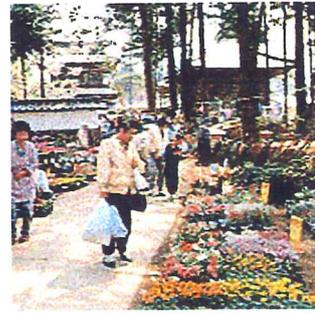
9-3. 自然田園環境保全地域（緑を大切にするふるさと景観エリア）

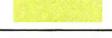
地域の概要と主要な課題

自然田園環境地域は、南部に雁田山、北部には優良集団農用地（水田）がひろがる地域です。また、雁田山麓部には、岩松院、浄光寺といった歴史的遺産が点在し、これらと連携したフローラルガーデン、ふるさと創造館が整備されています。

近年、観光需要の高まりの中で観光集客施設等の整備が進められていますが、市街地の観光施設との連携や歩行者空間のネットワーク化が必要となっています。

また、農業就業者の減少により計画的な農地活用策の検討とともに、優良農用地等の維持保全を図るため農地の委託経営等も積極的に推進していかねばなりません。

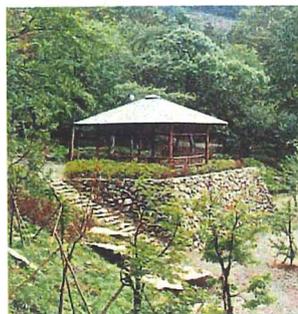


凡 例	
	役 場
	保健・医療施設
	福祉センター
	幼稚園
	小・中学校
	コミュニティセンター
	郵便局
	公 園
	神社・寺院
	スポーツ施設



まちづくりの目標

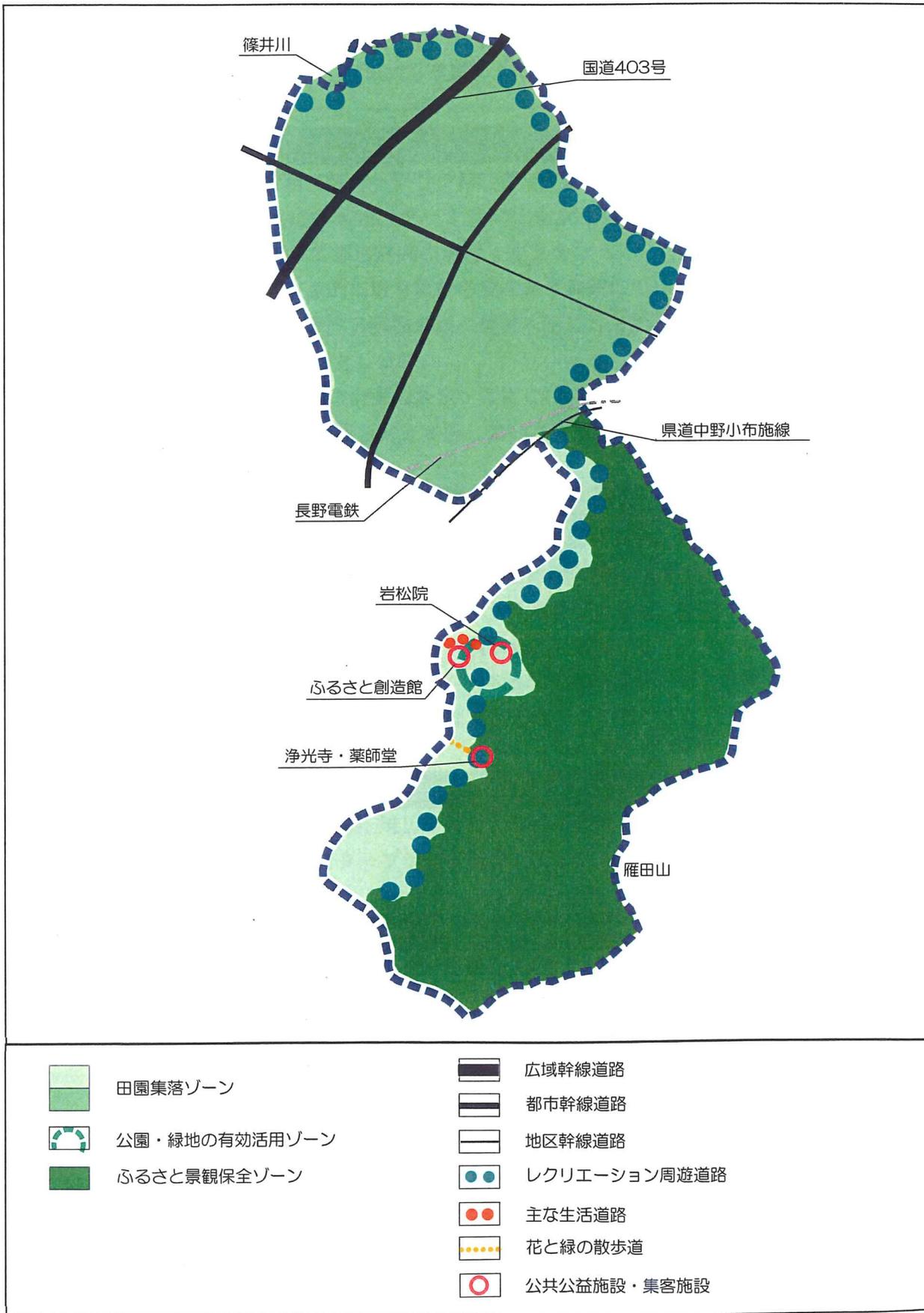
雁田山の緑地環境と歴史資源を活かした交流まちづくり



まちづくりの方針

- ・雁田山山麓部、岩松院周辺等の公園整備
- ・篠井川、雁田山、松川を繋ぐ周遊路の整備
- ・主要観光集客施設等と市街地を繋ぐ歩いて楽しい歩行者空間ネットワークの形成
- ・優良集団農用地の保全
- ・耕作放棄地の発生を防ぐ計画的な農地活用策の検討

●自然田園環境保全地域（緑を大切にするふるさとと景観エリア）のまちづくりの方針



10. 実現に向けて

10-1. 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランに基づく都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を示すものですから、今後は、本マスタープランに基づいて、個別事業、施策を検討して、必要に応じて都市計画の決定・変更を行っていく必要があります。

また、重点的に取り組む必要のある課題については、地域住民との協議を重ね、行政内の関係各課の連携を密にして効果的な都市整備施策等を定めていくものとします。

さらに、都市計画の決定・変更については、計画の熟度等を判断しながら、適切な時期を見て実施していきます。

地域別、個別の詳細計画等の検討

歴史文化の景観町並みづくり、都市計画道路の整備とそれと一体となった沿道町並みづくり、良好な居住環境の形成などは、地域の特性を十分に活かした地元合意のまちづくりを進めるために、都市計画の市街地整備事業や規制・誘導策の導入を検討していきます。

そのため、地域と行政が一体となった地域別、個別の計画づくりについては、行政による積極的な支援を進めていきます。

広域的な連携

今後も、国、県、周辺市町村及び関係機関との連携、調整を図りながら、都市計画マスタープランを推進していきます。

計画的な財政運営

限られた財源と人的な資源を有効かつ効果的に活用していくために、事業の必要性、緊急性を重視して、投資に対する費用対効果を見極めて、優先順位を検討していきます。

まちづくり情報の提供

住民が、まちづくりの関心を持ち、問題や課題に積極的に関わっていただけるよう、広報紙、インターネットホームページを活用して、分かりやすくまちづくり情報の提供を行っていきます。

10-2. まちづくり推進体制の検討

まちづくり組織の育成

自治会などの既存組織とも連携し、行政が積極的に支援して特定のまちづくりの課題や地元の意向、取り組みに応じた地区まちづくり組織を育成していきます。

また、町民のまちづくりに対する関心と理解を深めるためにも、地域のまちづくり活動を紹介し、まちづくり組織間の協力関係の醸成等も進めていきます。

まちづくりに関わる人材の育成

環境保全、介護、生涯学習、地域活性化などに取り組む行政内の関係各課や各種団体等とも連携してまちづくりに関わる「やる気と創造性のある人材の掘り起こし」や「リーダーの育成」を進めていきます。

10-3. 事業化に向けたまちづくりの推進

道路、公園等の都市施設の整備

市街化区域内で新たに必要となる道路、公園等については、都市計画に位置づけ都市施設として整備を進めていきます。

また、市街化調整区域では、都市計画以外の既存の手法も含めて整備手法の検討を行っていきます。

緑地の保全と創出

貴重で面的に確保すべき緑地については、緑地保全地区、風致地区、緑地協定、条例等により地域制緑地としての指定を検討します。

また、市街化区域内での豊かな緑を確保するために、計画的な宅地化推進を前提として、地域の主体的なルール等の導入を検討していきます。

良好な居住環境、町並みの整備・育成

今後も、良好な町並みを形成していくため、「うるおいのあるまち環境デザイン協力基準」に基づいた整備・育成を推進します。

また、面的なレベルでは、用途地域、特別用途地域、地区計画等を活用して良好な居住環境の保全・育成を進めていきます。

都市計画マスタープラン策定の経緯

年月日	内 容
平成9年7月	住民アンケート調査（町内3,087世帯対象）
平成12年2月	第1回花さくテーブル懇話会（全体会議）
”	第2回花さくテーブル懇話会（環境問題、ごみ問題）
平成12年3月	第3回花さくテーブル懇話会（安心・安全な町、交通・土地・環境問題）
平成12年5月	第4回花さくテーブル懇話会（人口、住まいづくり（景観）、自然保護）
平成12年5月	第1回庁内調整会議
平成12年6月	第5回花さくテーブル懇話会（土地利用、上下水道、人口、男女平等）
平成12年6月	地域別懇談会（中町、伊勢町、中央、中扇）
平成12年6月	地域別懇談会（福原、横町、栗が丘）
平成12年6月	地域別懇談会（林、山王島）
平成12年6月	地域別懇談会（北岡、押羽、羽場）
平成12年6月	地域別懇談会（六川、中子塚、矢島、清水）
平成12年6月	地域別懇談会（中条、松村、雁田）
平成12年6月	地域別懇談会（水上、松の実、千両、松川、クリトピア）
平成12年7月	第6回花さくテーブル懇話会（道路（交通安全）、防犯、防災、水資源）
平成12年7月	地域別懇談会（東町、上町）
平成12年7月	地域別懇談会（大島、飯田）
平成12年10月	第1回小布施町都市計画審議会幹事会
平成12年11月	第2回庁内調整会議
平成12年11月	第1回小布施町都市計画審議会
平成13年1月	第3回庁内調整会議
平成13年1月	第2回小布施町都市計画審議会幹事会
平成13年2月	第3回小布施町都市計画審議会幹事会
平成13年3月	第4回小布施町都市計画審議会幹事会
平成13年3月	第2回小布施町都市計画審議会
平成13年3月	第3回小布施町都市計画審議会（都市計画マスタープラン答申）

